

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

平成28年9月15日（木）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
  - (1) 平成27年度板倉町一般会計決算及び特別会計予算について
    1. 環境水道課  
環境係 / 上下水道係
      - ①決算説明
      - ②質疑
    2. 戸籍税務課  
住民税係 / 資産税係 / 収税係 / 戸籍年金係
      - ①決算説明
      - ②質疑
    3. 会 計 課  
会計係
      - ①決算説明
      - ②質疑
    4. 健康介護課  
介護高齢係 / 保険医療係 / 健康推進係
      - ①決算説明
      - ②質疑
  - (2) その他
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

今 村 好 市	委員長	亀 井 伝 吉	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	島 田 麻 紀	委員
荒 井 英 世	委員	小 森 谷 幸 雄	委員
延 山 宗 一	委員	黒 野 一 郎	委員
市 川 初 江	委員	青 木 秀 夫	委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

山	口	秀	雄	環	境	水	道	課	長
星	野	一	男	環	境	係	長		
福	知	光	徳	上	下	水	道	係	長
峯	崎		浩	戸	籍	税	務	課	長
川	部	昌	弘	住	民	税	係	長	
小	野	田	裕	資	産	税	係	長	
長	谷	見	晶	収	税	係	長		
森	田	和	子	戸	籍	年	金	係	長
多	田		孝	会	計	管	理	者	兼
				会	計	課	長		
落	合		均	健	康	介	護	課	長
小	野	寺	雅	介	護	高	齢	係	長
高	橋	徳	男	保	険	医	療	係	長
山	岸	章	子	健	康	推	進	係	長

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事	務	局	長		
川	野	辺	晴	庶	務	議	事	係	長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○伊藤良昭事務局長 改めまして、おはようございます。  
ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

---

○委員長挨拶

○伊藤良昭事務局長 開会に当たりまして、今村委員長よりご挨拶をいただきます。

○今村好市委員長 おはようございます。本委員会3日目ということで最後になりますが、多少お疲れのことと思いますが、短時間のうちに中身のある審議をしていただいて、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊藤良昭事務局長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

3番の審議事項、これ以降につきましては今村委員長の進行でお願いいたします。

○今村好市委員長 それでは、早速審議事項、進めてまいります。

本日につきましては、27年度の一般会計の決算でございまして、環境水道課からスタートしていきたいと思ひます。

---

○認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定について

○今村好市委員長 早速ですが、環境水道課の説明をよろしくお願ひいたします。

山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 おはようございます。それでは、早速環境水道課の説明をさせていただきたいと思ひます。できるだけ説明は短目にとということですが、内容を濃く説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、私のほうから歳入の全般ということで説明をさせていただきまして、その後各係長から担当の歳出等という形で説明をさせていただきます。

まず、環境係の関係でいきたいと思ひます。決算書の22、23ページをごらんになっていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。13款の使用料及び手数料、2項手数料、それから2目の衛生手数料ということで、ちょっと中ほどになりますが、収入済額が2,578万9,800円ということですが、内訳は、備考のほうにありますけれども、畜犬登録、注射の手数料、これが66万6,550円で、2節の清掃手数料が2,512万3,250円ということになります。

次に、32ページ、33ページをお願ひいたします。15款の県支出金、3項の県委託金ということでございま

す。こちらの関係が環境保全費の委託金ということで、額は小さいのですが、収入済みが8万628円ということであります。これは、県から環境保全地域に指定されている行人沼、それと雷電神社の管理者に対して清掃に係る消耗品相当ということで4万314円ずつということで委託金を支払っております。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。20款の雑収入ということでございます。5項雑入、3目雑入、こちらありますが、備考欄をごらんになっていただいて、下から8行目になります。固形燃料売り上げ代、RDFの売り上げ代であります。146万1,240円、それからその下が一般廃棄物に係る許可証代及び従業員の証書代ということで、こちら収入済み額が3万4,200円、その下が資源ごみの売り上げ代ということで、27年度につきましては540万9,654円ということでございます。

次に、上下水道係の関係になります。ちょっと戻っていただきまして、決算書26、27ページでございます。お願いいたします。14款国庫支出金の2項国庫補助金、衛生費の国庫補助金、環境衛生費補助金ということで、こちら収入済みが429万円ということでございまして、これは国からの浄化槽設置整備費助成の交付金ということでございます。

これに関連いたしまして、30ページ、31ページでございますが、こちらは県の同じ浄化槽の設置整備事業の補助金ということで、399万9,000円ということでございます。こちらが今一般会計という関係でございまして、次は特別会計を説明したいと思います。

特別会計の、まず下水道事業の特別会計について申し上げたいと思います。決算書の後ろになりますが、緑色の間仕切りがありますが、その2つ目の間仕切りのところですよ。平成27年度の下水道事業の特別会計の決算ということでございまして、こちらの2ページ、3ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款使用料及び手数料、それから4款の繰入金、5款の繰越金、これがほとんど主なものになりますけれども、収入済み額が1億9,129万5,358円でございます。ここには表記されておりませんが、前年度比で583万円の増額、率では3.1%増ということになっております。

それから、水道事業の会計になりますが、こちらがまた次の緑のところになるのですけれども、水道事業につきましては、平成28年度から群馬東部水道企業団での運営ということになりますので、今回の平成27年度決算が打ち切りというような形の決算になります。こちらの決算書の、決算書の場所は一番後ろの緑の間仕切りのところなのですが、水道事業の決算については2つに大きく分けられておりまして、収益的収入、支出、それから資本的収入、支出ということがあります。まず、この2ページ、3ページになりますが、こちらが収益的収入及び支出ということになりまして、これにつきましては消費税を含む表記ということになっておりますけれども、水道会計については実質的には消費税を除いて計算するということになりますので、この報告書をずっとめくっていただいて、18、19ページをお願いいたします。こちらが収益費用の明細書ということになります。こちらは消費税を含んでおりません。18ページの収益の関係ですけれども、1、水道事業収益が3億3,421万8,403円でございます。こちらもちょうど表記はないのですが、前年度比で1,232万円の増額、率では3.8%増という形になっております。

次に、21ページ……済みません、次に費用です。失礼しました。費用の関係、右です。1款の水道事業費用が3億1,697万8,312円、19ページでございます。前年比では1,485万円の増ということで、4.9%増ということになっております。収益に対する費用、こちらを比較しますと、今年度につきましては1,724万91円の純利益という形になっております。

4ページ、5ページにまた戻っていただきたいと思うのですが、先ほど申しあげました資本的収入及び支出ということになります。こちらについては消費税を含んだ表記になっておりますけれども、収入の第1款資本的収入の決算、こちらが決算額、上にありますが、2,221万8,240円に対しまして、下の段になりますけれども、資本的支出、決算額が2億983万3,824円ということでありまして、その差額、不足額が出ているのですが、ここの欄外にその額につきましては1億8,761万5,634円、こちらの補填内容というものを具体的に示しているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 環境係の星野です。よろしくお願いいたします。

歳入につきまして、先ほど課長より説明がございましたので、歳出につきまして説明をさせていただきます。

初めに、決算書の66ページ、67ページを見開きをお願いします。決算書の上段より二重丸4つ目になります2款1項14目の環境保全費でございます。河川湖沼水質検査事業ですが、決算額が7万7,169円でございます。湖沼水質検査としまして、町内5カ所を夏の増水期と冬の渇水期に年2回実施しております。工場排水水質分析検査としまして年1回、4カ所の検査を実施しております。

次に、決算書の68ページ、69ページを見開きをお願いします。決算書69ページの上段より二重丸4つ目になります2款1項15目のふるさとづくり費でございます。住宅用太陽光システム設置補助事業で、決算額が330万円、補助件数が35件でございます。住宅用太陽光システム設置に対する補助金でございまして、22年度より実施をしております。

次に、決算書106ページ、107ページを見開きをお願いします。107ページの上段より二重丸4つ目になります……

[何事か言う人あり]

○星野一男環境係長 失礼いたしました。決算書107ページの上段より二重丸4つ目になります4款1項3目の環境衛生費でございます。犬の登録、狂犬病予防注射実施事業で、決算額が32万6,300円でございます。前年比10万1,266円の減額となっております。原因といたしますと、26年度に管理システム用のシステムを導入していただきまして、狂犬病予防台帳の管理を町のパソコンで管理できるようになりました。犬の管理事務が効率的になりまして、今年度につきましては当初1回の26年度予算計上のみのシステム代ということですので、減額となっております。

次に、決算書の108ページ、109ページを見開きをお願いします。決算書109ページの中段、二重丸4つ目になりますが、4款2項1目の清掃総務費、ごみステーション管理等集団回収事業で、決算額が351万8,971円でございます。前年比103万7,846円の増額となっております。増額の要因といたしましては、4款2項1目資源ごみ処理委託費、13節の委託料の資源ごみ処理委託料からの組み替えによる増額となっております。内容としますと、買い取り業者の助成金でございます。

次に、決算書一番下の二重丸になります4款2項2目の塵芥処理費、資源化センター管理運営事業でございます。決算額は5,453万4,188円でございます。生ごみ、可燃ごみを261日受け入れいたしまして、稼働日数につきましては生ごみ179日、可燃ごみ108日となっております。11節需用費ですが、主に消耗品、おが粉

と消石灰と燃料費でございます。続いて、13節委託料でございますが、決算額は4,390万5,856円でございます。清掃管理委託料から資源化センター内の清掃委託になりますから、工場棟のにおいを外部に出さないための活性炭交換作業委託料まででございます。

次に、決算書110ページ、111ページを見開きでお願いいたします。決算書111ページの二重丸3つ目になります4款2項2目の資源ごみ処理委託事業で、決算額は1,484万4,967円でございます。資源ごみ処理委託料でございますが、剪定枝、乾電池の処分委託、瓶、缶類の再生利用処理のための委託費でございます。約494トンの処理をしております。

次に、粗大ごみ処理事業、決算書の二重丸4段目になります。決算額は1,017万6,925円でございます。約189トンの処理をしております。

次に、一般廃棄物収集運搬事業でございます。決算額が2,743万2,000円でございます。一般家庭からステーションへ搬出されます生ごみ、可燃ごみ、瓶、缶、危険物の収集運搬委託でございます。

次に、最終処分事業でございます。決算書の二重丸6段目になります。決算額932万2,804円でございます。約150トンの処理をしております。

次に、資源化センター改修事業、決算書の下段より二重丸4段目になります。決算額は4,110万3,535円でございます。計画をいたしました修繕の主な箇所としますと、固形燃料化施設のナンバー2コンベヤーの修繕、老朽化によるレールの摩耗による修繕でございます。そのほか同じ固形燃料化施設の一次破碎機刃物交換、摩耗により破碎ができないための刃物の交換でございます。それと高速堆肥化施設熟成物コンベヤー修繕、こちらも老朽化によるスプロケットという部品の摩耗等による修繕でございます。その他緊急的な修繕としまして、自動火災報知機設備受信機修繕等が合わせて20カ所等ございました。

次に、犬猫等動物死体事業になります。決算書の下段より二重丸2段目になります。決算額は60万4,395円でございます。犬6頭、猫57匹、その他の野生動物が83匹の死体処理費でございます。

次に、4款2項3目のし尿及び浄化槽汚泥広域事業になります。決算書の一番下の二重丸になります。決算額は5,916万4,000円でございます。し尿処理及び一般廃棄物広域処理事業への館林衛生施設組合負担金でございます。内訳としまして、し尿処理費が3,545万3,000円、広域ごみ処理費が2,088万5,000円でございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、決算説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 お世話になります。上下水道系の福知です。よろしくお願いいたします。

まず、一般会計のほうから説明させていただきます。決算書106ページをお願いいたします。4款1項3目環境衛生費でございます。隣のページの107ページ、備考欄の上から3番目の二重丸でございます。合併浄化槽の設置費補助事業でございます。支出済額につきましては1,202万6,000円でございます。主なものとして、19節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置費補助1,105万6,000円です。これは48基の申請に対する補助でございます。また、合併処理浄化槽転換費補助金といたしまして95万円を交付しております。これにつきましては、単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換、撤去等をする場合に1基当たり5万円を加算するものでございます。

続きまして、上から6番目の二重丸でございます浄化槽エコ補助金事業になります。19節負担金補助及び

交付金の浄化槽エコ補助金でございますが、200万円を支出いたしました。これにつきましては、転換、撤去等の場合に1基当たり10万円を交付するものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計でございますが、大見出し緑色の後ろから2番目をお開きいただきたいと思っております。そちら3ページをお願いいたします。それでは、歳入の総額でございますが、1億9,129万5,358円、これちょっと課長が先ほど申し上げた582万6,000円の増ということでございます。この主な要因につきましては、水質浄化センターの緊急的な修繕費の増額分を補うため、一般会計の繰入金から652万6,000円、5.5%増となっております。金額といたしまして1億2,550万4,000円を一般会計の繰入金として受けたことが主なものでございます。また、基幹となるべき下水道使用料は1.9%、97万7,000円の増額でございます。これ前年度比ということでございます。また、繰越金につきましては、前年度に比べ11.5%、167万4,000円の減額ということになっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。歳出の総額につきましてご説明いたします。1億7,575万4,292円でございます。前年度に比べまして1.8%、315万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、下水道費が423万5,000円の増となったことに対しまして、公債費が107万7,000円の減となったことが主な要因となっております。また、枠下の実質収支額1,554万1,066円につきましては、翌年度に繰り越しとなります。

続きまして、13ページをお願いいたします。歳出の主なものについてご説明させていただきます。13ページ備考欄の一番下の二重丸でございます。水質浄化センター費をごらんいただきたいと思っております。前年度に比べまして390万5,000円の増額となっております。こちらの主な要因といたしましては、11節需用費の消耗品費のうち電気及び機械設備に関する修繕用の消耗品を購入しまして107万5,000円が増額となっております。

また、次のページをお願いいたします。15ページをお願いいたします。備考欄の一番上でございますが、修繕料でございます。そちらの修繕料につきましては285万6,000円の増額となったことが主な要因となっております。修繕料につきましては、初期用汚水ポンプの緊急修繕が主なものとなっております。

続きまして、水道事業会計のほうを説明させていただきます。決算書、緑色の大見出しの一番後ろになります。その6ページをお開きいただきたいと思っております。こちらが27年度の板倉町水道事業の損益計算書となります。1番の営業収益、合計額が右端のほうに書いてございますが、3億1,560万8,195円でございます。このうち水道料金の収入につきましては2億9,401万8,748円でございます。続きまして、2番の営業費用の合計額が2億9,519万9,088円となっておりますので、営業利益といたしましては2,040万9,107円でございます。また、その営業利益に3番の営業外収益及び営業外費用の額を差し引きました経常利益につきましては1,724万6,293円となりました。また、経常利益に5番の特別利益及び6番の特別損失を差し引いた当期純利益は1,724万91円でございます。当期純利益に前年度の繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金といたしましては、1億3,982万2,694円となりました。

ちょっと飛びますが、19ページをお願いいたします。今説明をいたしました損益計算書の水道費用の明細になります。支出の主なものについて説明させていただきます。1款1項1目原水浄水費のうち、19節の修繕費でございます。浄水場施設の修繕費となります。前年度に比べまして231万4,000円の増額となっております。こちらにつきましては、機械と電気設備の故障等に伴う修繕が増えたことによるものでございます。

続きまして、37節受水費でございます。こちらは、県水の料金になります。前年度に比べまして915万8,000円の増となっております。こちらにつきましては、例年3月分の受水費につきまして翌月の4月に請求があるため、3月から翌年の2月の12カ月分を1年分として計上しておりましたが、水道事業の統合に伴いまして、27年度の決算が板倉町水道事業の打ち切り決算となります。よりまして、28年度には板倉町水道事業会計自体がないものですから、当年度に本年3月分の受水費を含めました13カ月分を計上したため、1カ月分が増額となったためでございます。

続きまして、3目受託工事費、23節の工事請負費でございます。前年度に比べまして441万円の増額となっております。主なものにつきましては、館林衛生施設組合が建設しますリサイクルセンターの給水工事に伴う受託工事費でございます。また、工事費につきましては、衛生施設組合が負担するものであるため、左側の18ページの収益のほうに1款1項2目の受託工事収益にも同額が計上しております。これ町の負担はないということでございます。

続きまして、20ページをお開きください。4目総務費、31節負担金でございます。前年度に比べまして331万2,000円の増となっております。主なものにつきましては、水道事業統合に伴う創設認可申請等の作業業務委託などによる負担金が増えたことでございます。

続きまして、ちょっと戻りますが、15ページをお願いいたします。こちらにつきましては、2番で工事の概況ということになっております。(1)、配水管布設費、(2)、その他建設改良費、(3)、浄水場整備費の金額がそれぞれ内訳が書いてございますが、こちらの3つの金額を合計いたしましたものが、またさらに戻っていただきますが、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。こちら資本的収入支出の支出のほうの下の段の支出でございますが、そのうち1項の建設改良費の決算額1億6,028万4,626円、こちらの合計額が先ほど申し上げました工事の概況の3つの内訳の合計額となっているということでございます。

以上、ちょっと雑駁な説明でございますが、上下水道係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○今村好市委員長** 説明が終わりました。

一般会計、下水道事業、水道事業特別会計の決算の審査を行います。各委員さんからの質疑等についてお願いいたします。質疑ありませんか。

延山委員。

**○延山宗一委員** 水道事業についてお伺いをしたいと思います。ページが11ページということなのですが、業務活動によるキャッシュフローということで、未収金の増減額ということで、非常に額的に増えていると、1,520万8,780円ということなのですが、この要因というのはどういうことでこんなに未収金が増えているのか。

**○今村好市委員長** 福知係長。

**○福知光徳上下水道係長** 説明させていただきます。

未収金につきましては、8ページ、9ページのほうに貸借対照表がございますが、こちらの2番の流動資産の中にも(2)番で未収金というものがございます。こちらが4,484万5,422円ということで、昨年度に比べまして、26年度が1,400万円程度でございましたので、相当の増額となっております。こちらにつきましては、事業統合に伴いまして今まで1日から10日ぐらいで検針をいたしまして30日が支払いの期限というこ



とで板倉の水道事業を行っていたのですけれども、太田の方式に合わせまして、1日から10日の検針は変わらないのですけれども、支払いの日が翌月の5日が口座引き落とし、20日が納付書の支払日ということで、1カ月またぎになったことになりまして、月末ですと未収金がちょっと、集金のサイクルが変わったことによって未収金が増えたという形になっております。ちょっとわかりにくいのですけれども、そういう形の説明ということでございます。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、別にこの未収が大きく、前年度からちょっと増えたというふうな意味ではなくて、月またぎの関係での増えたというような意味なのですか。先ほど昨年が1,000万円からということになったのですけれども、資料を見ますと前年が、これは今年が1,500万円ですけれども、636万3,000円だったというような記録なののですけれども、昨年も1,000万円からでした。昨年の資料と金額が違うように受けとめるのですけれども。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 申しわけありません。昨年のちょっと決算書、今持っていないのですけれども、ちょっと控えてきた数字見ますと1,411万1,000円程度となっております。ちょっとこれ確認をさせていただきます。申しわけございません。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、未払い金の増減ということにもなってくるのかなと思うのですけれども、それに対しても当然同じような未払い金の影響にもかかわってくるというような、この表からして読み取れるわけですか。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 ほとんどこの未収金の内訳についてちょっと申し上げさせてもらってよろしいでしょうか。4,400万円のうち、営業未収金という料金等の未収金につきましてが2,870万円程度でございます。続きまして、営業外の未収金ということで、これは消費税の還付金とかが55万円程度ございました。そのほかにもう一つ、その他未収金ということで、これは国庫補助金が1,000万円程度と、あと土木事務所等の関連工事で負担金をいただいているのですけれども、そちらが500万円程度ございました。それで、合わせて4,400万円ということになるのですけれども、昨年も同じような内訳で、全部が料金の未収金ということではないのですけれども、未払い金につきましては特にこちらと関係をしているということではないかと思われれます。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 これには277万2,000円です、未払いの増減額ということで。昨年度と先ほど話したように636万3,000円というような額が出ているのですけれども、そうするとやはりこの表からして三角は減少ということなののですけれども、昨年からすると増えているというような捉え方ができるのですけれども。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 その事業統合に伴いまして前年度ということがございましたので、いろいろ工事とかがちょっと増えた部分もございまして、その給水工事の材料の支払いですとか、そういう部分で……失礼しました。未払い金ですとそうですね、購入した材料費ですとか、そういう部分の支払いがちょっと月ま

たぎになってしまうとか、そういう部分での未払いとかという形で増えたということではあるかと思いません。済みません、ちょっと。

○今村好市委員長 延山委員、いいですか。

○延山宗一委員 何だかな、はっきりわからないような状況での数字かなと思うのですけれども、何か棚卸しの増減額ということなのですからけれども、若干褒められない、減少をされたということで捉え方をすれば、いい状況で進んでいく。例えばその月またぎのものが若干変更になったということで、この理解はできました。

○今村好市委員長 よろしいですか、よろしいですね。

ほかに。

荒井委員。

○荒井英世委員 111ページ、ごみ指定袋事業ってありますね。そこの特に聞きたいのが、役務費、手数料なのですからけれども、これについてごみの指定袋は町内の販売業者、それに委託していると思うのですけれども、主要施策の成果見ますと、32店舗委託しているということですね。これの手数料ですからけれども、今は1枚当たり幾らでまずやっているのでしょうか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 品種に、生ごみとか可燃ごみとかという種類に関係なく3円でございます。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それから、この店舗から申請すると思うのですけれども、恐らく年度末だと思うのですが、それは申請、ある店舗が、うちでは例えば1,000枚なら1,000枚売ったという形で申請しますね。それはあくまで別に事務局のほうで確認するのではなくって、その数字のまま一応手数料を交付しているということですか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 おっしゃるとおり、年度末になりましたら、うちのほうで販売の実績を取りまとめます。ある商店に、おたくは今年度何枚購入していただいたというのを確認のお手紙を差し上げて、間違いがないようであれば、その金額を手数料として振り込んでおります。向こうからの申請はございません。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、この175万5,690円ですからけれども、これ昨年度と比べて多くなっているでしょうか、少なくなっているでしょうか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 去年の決算のデータが手元にございませんで、正確な数字とは言えないのですが、ごみ指定袋事業自体が昨年度に比べまして23万1,600円のマイナスとなっておりますので、若干同じか減っているぐらいだと思います。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ちょっとこれに関連しますので、歳入23ページ、ちょっと歳入見てください、23ページの。真ん中よりちょっと下で、指定袋売り払い手数料ってあります。特にこの中で、町内事業系ごみ処理手数料621万円ちょっとありますけれども、これは要するにシステムとしては例えばさっきの32店舗ありました。

そこに例えばある店舗で1,000枚一応販売しますからという形でまず出ますね。それを一応役場のほうからその店舗に1,000枚持っていきます、仮に。その1,000枚持っていった時点で、その店舗はその1,000枚の費用、例えば可燃ごみでしたら20円でしたっけ。それを例えば1,000枚だから2万円、それは要するにいったん払うわけです。役場へ払うわけですね。その段階で例えば早く言えば立て替えですけれども、この数字というのは621万円、これもやはり昨年と比べてどうなのでしょう。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 昨年度の町内事業系ごみ処理手数料につきましては、612万4,900円に對しまして、今年度620万600円の支出となっております。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、大体同じですね。それで、ちょっと聞きたいのですけれども、決算とはちょっと離れますけれども、来年の1月から指定袋なくなりますね。そうしますと、各店舗に恐らく在庫があると思うのです。では、それは当然町のほうで買い戻しするわけですか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 指定袋につきましては、12月いっぱいになくなって、1月から自由というか半透明の袋に切りかわるというところで、今販売業者の方には12月いっぱい販売できる枚数をちょっと計算して購入してくださいというのを通知でも出しましたし、また買いに来た方にも本当にこの500枚で大丈夫ですか、400枚にしますかという形で問いかけはしております。もしも余ったものに対しては、12月ないし11月の販売枚数から1月になって余ったものを申告していただければ、12月のこの手数料の請求の中からそれを差し引いた形の請求を上げたいというふうに説明はしております。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ちなみに、その推定で結構なのですけれども、現在どのくらい例えば在庫というか、残っている枚数って、大体推定でどのくらいあるという感じですか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 在庫の管理のほうは当然いたしているところなのですけれども、今その在庫の管理の資料がここにございませんで、正確な数字のほうはちょっと言えないのですが、瓶、缶のほうが4万ぐらい余る予定になっております。4万枚です。可燃ごみについては、今ちょっと検討しているところがございますけれども、逆に足らなくなる状況でございまして、なのですが、それを発注しますと5万枚で1ロールというような発注の仕方しかできないのです。1万枚とか5,000枚では発注できないので、今ちょっと事務局のほうで在庫のほう等も確認しながら、ほかのものの指定袋で、今考えておりますのは事業系の可燃ごみが今約3万ぐらい余る予定ですので、そちらから家庭系の可燃ごみのほうに12月ぐらいになったら切りかえをお願いして、販売店のほうに販売をしていただいて、できるだけ在庫が残らない形で行いたいと考えております。

○今村好市委員長 よろしいですね。

青木委員。

○青木秀夫委員 水道事業会計についてお聞きしたいのですけれども、これ28年度から水道事業団に移管したわけなのですけれども、28年度からはこの決算は板倉町ではまずなくなるのですか。事業団の会計として

報告されるということで、なくなるのですね。それで、28年4月から移管されたわけなのですけれども、これの板倉町の水道事業会計の債権、債務とか、この資産はどのような形で事業団に移管されているのですか。例えばではここ見よう。水道事業会計の8ページ、9ページの貸借対照表を見ながら説明してください。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 8ページ、9ページの貸借対照表のほうに、おっしゃられるとおり資産と負債のほうに記載してございます。こちらに載っているもの全てを企業団に引き継ぐということで、引き継いでいるという形になっております。それなので、負債は企業債のほう約8億円から9億円程度あります。

[何事か言う人あり]

○福知光徳上下水道係長 方法といたしましては、現金等は口座に入っておりますので、その口座の……

○青木秀夫委員 債権、債務とか固定資産全部どのように引き継いでいるのだということなのです。例えば土地なんていうのは1,800万円とかってこれ載っているわけだ。土地の名義人は水道事業会計の名義になっているの、これは。例えば板倉町の土地を水道事業会計が使用しているとか、そういうのかなと私は思うのだけれども、そういう資産といってもほとんどないのしょうけれども、布設された配管とか、ああいったものがほとんどの、構築物としての資産がほとんどなのしょうけれども、どういう形でここへ移管しているの。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 統合いたします8団体、8市町のほうで一応協定を結びまして、その中に資産とかは水道事業会計のほうで持っていた土地と建物という形で、土地、建物につきましては板倉町の名義のものは特にその中に入っておりませんので、一部板倉町の名義のまま、そのまま水道事業の施設が載っているというところもありますので、そういう部分について名義を向こうに移すということはできませんので、水道事業会計にあったものだけを一応引き継ぐという形にはしているのですけれども。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そういう場合には、名義は板倉町のを水道事業団に賃貸で貸すわけ、賃貸借するわけ。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 形としては貸すような形になるのですけれども、そこに有償という形では考えていなくて、そのまま水道事業を運営していくためには必要なものでございますので、公益性というのですか、そういうものがございまして、その辺を考慮して特に料金としていただいているということではございません。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、アバウトにそっくり移管するという感じで、今度の28年度、今年度の水道事業会計は債権、債務も全部事業団がやると、その損益も全部事業団がやると。それを報告、またこの会計報告を来年度は水道事業団から全体の数字として出てくるから、板倉分のどうのこうのというのは全然わからなくなるわけね。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 その内訳につきましては、どういう形で出るか、ちょっと私ども把握はしておりませんので、お答えがちょっとあれなのですけれども、一般に考えますと委員さんがおっしゃられたとおり、

まとめて一つということも考えられますし、今までの施設、市ごとに分けて内訳をつくるということも考えられるかと思うのですけれども、なかなかそこまでだと相当大変な形になると思いますので、ちょっと内訳はわからなくなる公算のほうが強いのかなというふうには考えております。これはちょっと私の考えということなのですから。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、それはそれでいいとして、参考までに貸借対照表のほうの……では、参考までに聞きたいのだ。この負債勘定の貸借対照表のところの5番というところに、長期前受金というのがあるのだけれども、この長期前受金というのはどういう性質のものか、中身が。それと、もっとわからないのは、その(2)番の長期前受金の収益化って、これどういうことなのか、その辺ちょっと説明してみてください。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 ちょっとうまく説明できるかわからないので、申しわけありません。26年度に会計基準のほうが見直しになったということで、昨年の決算審査のときにちょっとお話しさせていただいたと思うのですけれども、その中で変わった部分がこういう、それで長期前受金等が出てきたという形なのですから、中身につきましては、国庫補助金ですとか負担金というものが以前は資本金の中に含まれていて、ずっと資本金の中にあっただけなのですから、建物とかを補助金をもらって建てた際に、お金は1回で補助金入ってきてしまうのですけれども、それを長年、何十年か使い続けるということで、入ってきた収益もその年度、年度に割り振り、減価償却の逆みたいな感じなのですから、割り振りなさいということだったん繰り延べ収益って負債なのですから、長期前受金というときの補助金をもらったら、そこにいったん入れまして、その減価償却に見合った分だけを年度、年度に割り振っていくという形で、その割り振られたものが(2)番の累計額というところに入っているものでございます。ちょっとなかなかうまく説明ができなくて申しわけございませんが、一応内容としてはそういうことでございます。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 本来は補助金なのだけれども、各年度でその補助金を償却していきなさいということなんだ。例えば1億円補助金が出たら、これ20年間という1年に500万円ずつの補助金だと、何か変なからくりみたいでややこしいね。わかりました。

それで、そうすると27年度中に、ここで見るところの積立金なんていうのは、これ意図的にだから落としたの、これ。建設改良積立金なんて190万円とか、減債積立金をみんな意図的に落として、統合するからということでやったの、これ前倒しで。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 決算書の4ページ、5ページ、これ課長が説明させていただいたところなのですから、資金的収入支出につきましては、先ほど私のほうも申し上げました建設改良費が国庫補助事業なんか1年前倒しで入ってきてまして、例年より相当の額が増えて1.5倍ぐらいになっておりまして、そのことによりまして例年補填財源ということで、ちょっとわかりにくい説明させていただいているのですけれども、その額が不足額が1億8,760万何がしという金額で、例年より五、六千万円ちょっと多い金額で不足額発生しています。この補填に充てたものの中に、右端のほうなのですから、減債積立金ですとか建設改良積立金を補填財源として一応取り崩したというようなものでございます。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 水道事業団に統合するから前倒しでやったとか、そういうことではないのだ。

〔補助が出たので〕と言う人あり〕

○青木秀夫委員 なるほど。すると、今度28年度、今年度の決算というのは、ではなくなるわけね。一切今度板倉町では水道会計はなくなるわけ。だけれども、聞くところによると料金は今までどおり据え置くのでしよう。事業団が統一するわけではなくて、今までの板倉は板倉、館林は館林、太田市は太田市で従来の水道料金のシステムで、これ何年間続くのだからわからないのでしようけれども、将来統一料金にするというだけで、今のところは同じ料金で推移するののでしようけれども、板倉の会計というのは一切ないわけだから、今度は一切なくなるわけ。この集金は板倉町がするのでしよう、水道料金徴収は。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 窓口の職員というか、委託会社の者が2人いて、料金徴収とかは窓口でできるような形になっているのですけれども、一切町の条例上はもう板倉町水道事業の設置条例も廃止いたしておりまして、国のほうにも廃止届を出しておりますので、一切かかわってはございません。たまたま窓口が料金徴収が板倉にあるのですけれども、それはまるっきり別会計ということで板倉町のほうにはもう一切事業会計はございません。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、そうするとこれは会計とは違うのだけれども、事務のほうなのですから、板倉町としては水道事業に関する、かかわる職員はいなくなるわけではないのですね。さっき言ったように水道事業団から2人來ているの、その徴収業務のために派遣されてきているわけ、それは水道事業団とは違うの。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 水道企業団のほうでは、料金徴収とか、太田なんかはもともとそうだったのですけれども、包括委託ということで、料金徴収とかは民間業者に委託しております。その委託業者が2人來ているということで、全然役所の関係の者ではございません。民間業者の者が2人、そちらのスペースについては、一応料金を賃借料というのをいただいています、使っているものとかによっては。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 例えば板倉町でいったって、下水道と一緒に徴収してしまうではないですか。そうすると、その徴収した分の下水道分だけ板倉町はもらうわけだ。それはそこへ手数料払うわけだ、板倉町が下水道料金に対して。それで、何か余り合理化になっていないみたい、統一しても。板倉町から何人行っているのだから、水道事業団に出向して。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 3名行っております。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 3名行っているのだ。そうすると、余り人件費は減らない勘定だね。だから、その人たちが全部やって、この会計が28年度からなくなるわけだ。今では全くなって、そういう事務のほうの仕事は出向している人がいるから実際やっているのだけれども、会計のあれがなくなるわけだな、それだけね。余り合理化がされていないね、これ。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 下水道料金等につきましては一緒に徴収して、水道料に応じて下水道料金も払っていただいていますので、合理化ということで水道事業のほうに一応協定結びまして委託料を払って徴収していただいて、それを毎月板倉町の会計のほうに振り込んでいただいていると、そういう事務は一部私たちのほうで残った者でやっているのですけれども、そのほか企業団に切りかわったといっても、やはり役場に電話が来たり、水道の漏水があるだとか、そういう形とかで結構電話あります。いろいろ問い合わせとかありますので、そういう部分の対応というのは私、残った今職員2名と再任用の方が1名、3人という形でやっているのですけれども、そういう者で一応対応している。まるっきりないということではないのですけれども、事業として給水工事ですとか配管の布施替え工事ですとか会計等も含めて、一切事業というのは板倉町の水道事業というのはなくなったということではあるのですけれども、そういうちょっと付随するようなものというのは多少今年度はやっております。

○今村好市委員長 ほかにないですか。

市川委員。

○市川初江委員 では、よろしく願いいたします。

主要施策事業の57ページの合併処理浄化槽設置費補助金事業なのですけれども、これはずっと進めてきているわけですけれども、どのぐらい切りかえられている、今までずっとやってきて、どのぐらいの方が合併処理のほうに切りかえられたのか、そして残るところはどのぐらいあるのか、100%までにはどのぐらいの期間がかかるのかなと思ひまして、ちょっと質問いたしました。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 答えさせていただきます。

今年の3月31日現在で、板倉町全体で世帯数が5,425世帯という形をベースにいたしまして、板倉ニュータウンの中に、これは公共下水道区域ということですので合併浄化槽区域ではございませんが、866世帯、私の手元の数字でございます。そちらを除いた世帯数が4,559世帯ということになります。このうち合併処理浄化槽にもうなっているお宅というのが2,875世帯ございます。その普及率というのが、それで割り返しますと63%ちょっとという数字でございます。単独槽のくみ取り槽が470世帯程度で、単独槽が1,200世帯程度残っておりますので、残りが1,700世帯弱ぐらいはまだ合併浄化槽になっていないということでございます。年間50基から60基ぐらいという形で進んでおりますので、まだちょっとここ二、三年というわけにはいかず、60としまして30年というような状況でございます。

○今村好市委員長 市川委員。

○市川初江委員 大分もう進んでいるのかと思ひましたけれども、半分ちょっと、63%ということだと、あと30年ということですが、衛生的には進めていただくことが大事なことかなと思うのですけれども、なかなかこの周知なのですけれども、知らない人も中にはいるのです。そういう面がありますので、周知のほうはどのようにこれからまたやられるようですか。

○今村好市委員長 福知係長。

○福知光徳上下水道係長 周知のほう、年に一、二回程度広報紙に一応載せまして、あとは業者さんとか、そういう方に話をしているという形と、あと今年ちょっとホームページのほうにも内容をちょっと少し載せ

まして周知をしているという程度で、今のところはございます。基本的には、業者さんのほうから問い合わせがあるパターンが多いのですけれども、それなので、なるべく業者さんのほうには、まだ補助金も今年もありますのでということで、ぜひお願いしますという話はさせていただいているような状況でございます。

○今村好市委員長 市川委員。

○市川初江委員 これを見ますと、単独浄化槽くみ取り式は撤去する場合は、もとの補助金よりまた5万円追加ということになるわけですね。だから、もう具体的にやはりこういうことも業者の人が説明してくれているのでしょうか。やはり業者さんも大事ですけれども、結構留守のおうちもたくさん結構昼間だとありますので、区長さんを通してこういう補助金がありますから積極的にやっていただく方向性を考えるということもどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○今村好市委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 そうですね、おっしゃるとおりでございまして、通常は例えば新築をするとか、もしくは改築をするとか、そういうのに合わせて浄化槽を新しくするというのがほとんどなのです。ただ、単独浄化槽ですずっと使っている方というのも長年いらっしゃるから、そういう方は要するにそういう方にかに知らせていくかというのが一つあるのですけれども、何分費用が今回補助金としてはそれぞれ人槽によって出るのですけれども、総額からすると半分ぐらいなのかな、額的には半分ぐらいの補助ということですので、やはりある程度の大きなお金になるということもありますので、だとしてもこの補助事業自体があるうちには、とにかく知らせて積極的に切りかえていただきたいというお知らせはしていきたいというふうに思っています。

○今村好市委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうですね、補助金があるうちに、やはりどんどん進めていって100%に近い方向で目標立てていただければと思います。よろしく願いいたします。

○今村好市委員長 よろしいですか。

本間委員。

○本間 清委員 決算書の111ページです。二重丸の3番目の資源ごみ処理です。この中に廃乾電池処理委託というのがありますけれども、今乾電池は公民館の中でボックスに回収しておりますけれども、この最終処分といいましようか、一昔前でしたら乾電池には水銀が含まれているということで、たしかドラム缶にコンクリートで固めて処分したようなこともありますけれども、今の乾電池の処分というのは業者さんは最終的にどのような方法でやっているのでしょうか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 乾電池の処分でございますけれども、今委員さんおっしゃるリサイクルが基本でございまして、リサイクルできるものは全て分解してリサイクル、水銀等は取り外しまして、どうしてもリサイクルできないものだけ最終処分場で埋め立てという形にしております。

○今村好市委員長 本間委員。

○本間 清委員 もう一つお伺いしますけれども、乾電池に対しまして今ボタン電池とかコイン型の電池、リチウム電池とかありますけれども、これらは町としてどのように回収するかという方法は示されていないと思うのですけれども、極端な話、危険物とか、そういうものの中に入れて処分してもいいということでは



ようか。やはりこのボタン型電池も一昔前は水銀が含まれていて、その辺に捨てられますと、中から水銀が出て土壌を汚染するということがありまして、非常に問題になったのですけれども、今はこれが企業の努力によりまして無水銀化ということになっていきますので、一般廃棄物としても大丈夫かなという感じもするのですけれども、この辺は町はどのようにお考えなのでしょうか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 ボタン電池等につきましても、通常の単3、単1と同じように、各公民館のほうに現在は入れていただくような形のお願いをしています。ただ、委員さんがおっしゃるとおり、危険物にではまじっていないのかと言われますと、多少入っている部分はあると思うのですが、危険物につきましても危険物を採取した後に手選別である程度選別をしております。その中で、乾電池等出た場合には危険物の処理とは別に電池の処置のほうをしている状況です。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。

小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 関連になりますけれども、まず43ページで、これは歳入になるのですけれども、資源ごみの売り上げ代ということで、540万何がしかが計上されております。今度は支出のほうで、これは109ページで資源ごみの集団回収補助金と、それと次のページには111ページで、これは全体を総称して1,400万円計上されているわけですが、資源ごみの処理委託事業ということで、まず集団回収の流れとステーションに出された資源ごみ、いろいろあるのですけれども、瓶、缶、古紙類ということで、来春以降はステーションにも新聞、雑誌いろいろ、そういったものが段ボール等含めて拡大されるわけですが、現状集められている中で、例えば集団回収ですと、その地域で集めたものを業者さんがとりに行って、中間処理業者に持っていくと、資源化センターは多分経由していないと思うのですけれども、それとステーションに出された資源ごみについては、業者さんが集めたものを資源化センターに一貫管理するのかな、経由しないで、そのまま中間処理業者に持って行ってしまおうのか、まずその系統についてお尋ねをしたいと思います。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 先ほどの集団回収分につきましては、委員さんおっしゃるとおり、町のほうは流れるにはタッチしないで、おっしゃるとおりな形の団体が業者さんに売って、その売った分の補助金を町が支出しているという形でございます。ごみステーションに出されます瓶、缶類につきましては、町のほうで収集いたしまして、今の現在ですと資源化センターのほうで計量事務を行った後に、民間業者のほうのストックヤードのほうに搬入される形になっています。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 ステーションから回収されたものは、計量した上で資源化センター内のストックヤードに一時保管をされて、ある一定量になったものを再度運び出して中間処理業者に持っていくと、こういう手順になるのでしょうか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 資源化センターのストックヤードに一時保管ということはございません。計量事務だけを行いまして、ステーションからどれだけの瓶、缶が集められたかという計量をして、計量終了後には民

間のストックヤードのほうでストックして、先ほど申し上げた危険物なんかと同じような形で手選別、また機械で選別をしております。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 そうすると、回収業者さんの管理されているストックヤードに一時保管をして、そのステーションから回収されたものをストックヤードに一時保管して、ある一定量がたまったら、それを業者さんの管理のもとで中間処理業者に持っていくと、そういう流れですね、系統とすれば……いいのですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員 それと、集団回収も集団回収の単価設定について、まずお尋ねをしたいのですが、先ほどの説明のとおり、集団回収につきましては各団体、集められたものを直接業者さんをお願いをして処理をすると、単価設定についての問題と、今度町として手数料を払うと、これは市況にもよるのですけれども、近々の市況はちょっと私わかりませんが、毎年単価設定について市況を見ながら、今年度はこれでいこうとか、その都度単価設定というのは年度の中で変動するものなのかなということと、それと資源化センターに計量して云々というようなお話があって、ストックヤードは今民間のストックヤードにためるという話があったのですが、その資源化センター、いわゆるステーションで集められた資源ごみの単価と集団回収の単価というのは違うのでしょうか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 まず、資源ごみの単価の見直しの関係でございますけれども、資源ごみの単価につきましては、資源ごみ集団回収助成金交付要綱の中に記載してありまして、毎年毎年見直しをするというものではございません。ただ、近隣の市町村の助成単価のほうは毎年参考資料として取り寄せて検討はしております。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 当然多分集団回収のほうが単価高いのかなと思うのですけれども、実際のキロ当たりの単価というのかな、どのくらい違うのですか。資源化センターの管理の部分と集団回収された部分の単価というのは。といいますのは、私がお尋ねしているのが資源ごみの処理委託事業で1,400万円、1,500万何がしが支出されているわけです。今後の来年以降、今度は古紙いわゆる新聞とか雑誌とか段ボールとか、非常に幅広くなった中で、リサイクルという形で従来今まで集められている量よりも、今新聞販売店が集めるとか、いろいろやっていますけれども、直接ごみのステーションに出せるというふうになりますね。そうしますと、現状排出されている量よりも私は格段の差が出てきて、増えてくるというふうには認識をするわけです。その中で、やはりこの持ち出し分をなるべく少なくすると、ですから、単価設定についても私はある意味ではシビアにやるべきなのかなと。これは主要施策の中の55ページに瓶、缶の、あるいは危険物とか古紙類とか、現状の大ざっぱにくくった中での業者選定が行われているわけですが、こういったものも含めて従来どおりの形で契約をしていくのか、あるいは来年の4月1日をもって大幅に量とか、そういうものも変わってくるというような状況を踏まえた中で、今後の考え方として、その辺現状でどう考えておられるのかの単価設定の問題とかも含めまして、例えば資源ごみですと、これ99トンしかないのですけれども、5業者が入っていると、こういう選定の過程というのがどういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思いますが。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 まず、収集の体制と集団回収単価の違いですけれども、今後収集体制の金額はこちらで55ページに載っております粗大ごみ処理事業の中の古紙類ですとか布類、資源ごみ等の販売につきましては、現在資源化センターでストックしたものを販売している状況でございます。今後ごみステーションに移行になった場合には、収集運搬業者と販売業者を分けた形の契約を当面はしていきたいというふうに考えています。内容としますと、ステーションにどのぐらいの古紙類、資源ごみが当町初めての試みでございますので、どの程度の資源ごみが出されるかというのがちょっと見当もつかない状況の中でのスタートですので、最初は収集運搬業者と販売業者を分けた契約をしていきたいなど。古紙類、また出されるごみの量がある程度固まってきましたら、ごみの量によっては委員さんが言われるように、収集したものをいったん資源化センターにストックすることなく、中間処理業者のほうに直接販売のほうをしていく流れをつくっていききたいというふうに考えています。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 収集業者と販売業者を分ける、販売業者って誰を指しているのですか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 例えば主要事業の概要の55ページです。例えば資源ごみ、先ほど話がありました99.1トンの中に、5業者も入っているということですが、この業者がいわゆる販売業者になります。

〔専門性が違うの〕と言う人あり〕

○星野一男環境係長 はい。こちらの業者はなぜ5種類もあるのかという流れですけれども、資源ごみの中に細かく分けると、鉄類ですとか古紙類ですとかプラ製品だとか、いろいろございます。それによって三者見積もりをとった結果、種類ごとにとった結果5業者になっているという形になります。1業者で全ての資源ごみを取り扱える業者というのも多分いるとは思いますが、一応単価を競っていただいた結果の5業者という形になります。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 そうですか。そうしますと、来年度、新年度以降はその収集運搬体制については各自自治体にお任せと、基本的なルールができていますけれども、そういった点では館林さんの物の流れ、資源ごみの流れというのが多分参考になるというような形だと思うのです。1市2町の中では先行している形で現実やっているのを、そのまま移行する形になると思うので、その辺の単価設定等も含めて十分検討して、なるべく稼げるものは稼ぐという中で頑張ってもらいたいというふうに思います。

それと、台貫業務というのは全部あそこの現状でやるのですか。台貫業務、はかりの部分……今、例えばステーションから集めて、収集運搬業者が台貫業務をやりますね。可燃ごみとか、ああいうのは向こうは向こうでやる。こちらに関係するものだけはこちらでやると、台貫業務、はかりの部分、そういう考え方でよろしいのですか。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 現状28年度までは資源化センターのはかりのほうで計量して、なおかつ業者さんは業者さんで計量しております。その中で誤差等が生じた場合には協議等をして、資源化センターのものを使っていたり形の契約を結んでおります。29年度以降につきましては可燃ごみは館林さん、新しくできるリサ

イクルセンターのほうに持ち込む不燃性粗大ごみについては、リサイクルセンターさんのほうでやる予定になっております。資源化センターでの計量事務は28年度で終了する予定でございます。

○小森谷幸雄委員 結構です。ありがとうございます。

○今村好市委員長 ほかに。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、決算の111ページ、下から2番目の犬猫の処理事業ということで、先ほど星野さんから話があったのですけれども、60万円ちょっとですけれども、主要施策の56ページの左側に同じようなのが写っている。数字もありますけれども、年間通して、これは1匹とか1頭ではなくて、冷蔵庫か冷凍庫かへまとめて置いておいて、業者がとりに来るかなとは思っているのですけれども、それ年間何回ぐらい、例えば3カ月に1回とか、毎月ではないのでしょうかけれども、その辺は。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 今、犬猫等の動物死体の処理事業でございますけれども、委員さんがおっしゃるとおり、大きな冷蔵庫のほうを資源化センターのストックヤードの中に設置してあります。そちらのほうにある程度、大きさにもよるのですけれども、30頭、30匹ぐらいは収納できる大きさの冷蔵庫がございます。搬出のサイクルですけれども、一概には言えないのですが、大体二月に1回ずつで、この事業を導入していただいたときにもご説明をさせていただいたのですが、明和との共同作業ということで、明和町と一緒にやっている事業になります。明和町も同じような事業ということで、動物の死体事業を板倉分の死体と明和分の死体を合わせて業者のほうで回収していて、その分単価を安くしていただいているという状況でございます。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、2カ月に1回とか、ちょっと単価の話が出ましたけれども、これは60万円は半分ぐらい、半額の60万円なのですか。板倉が5匹で明和が3匹とかいって持っていくの。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 今の明和と共同というのは、板倉町は板倉町で事業としてこちらにのせていただいておりますし、明和町は明和町として事業をのせている状況でございます。こちらに今示してあります処理頭数につきましては、板倉町の実績でございます、この60万4,395円というのも板倉町の実績でございます。ただ、単価の面でもうちょっと高かったものを明和と一緒に、よりこの倍の頭数を頼むのだから少し単価を安くしてくれと、またとりに来ないというものを板倉、明和を回ってとりに来てくださいというような交渉をしてやっている事業でございます。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今、大きさによって値段も違うでしょうけれども、単価も、基本的には人件費というのか、輸送料とか、そっちのほうが高いかなと感じるのですけれども、なぜというのは犬が6頭しかいないのです、見ると。犬6頭だと1頭、大きさによって例えば館林の火葬場、裏側にあるのですけれども、小中犬で値段が違うのです。中と大の間ぐらいだと九千幾らなのです。あとは見ると猫とかタヌキとかイタチはわからないけれども、だから値段が高いか安いかわからないのですけれども、その辺がどうかと思って今質問したのですけれども、いいです。答えられなければ、別にそんなに。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 おっしゃるとおり、頭数契約ではございませんで、キロ契約、キロ幾らというような契約の内容になっております。今館林にございます動物の焼却もございましたけれども、そちらのほうと板倉町に出る、ここで言いますと犬6頭、猫57匹、その他野生動物83匹の重さで試算したところ、民間業者のほうが安いというところで、そちらのほうの業者のほうを選定して契約のほうをさせていただいております。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 これ渋川か沼田のほうなのですか、これ館林ではなくて、火葬するところ。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 佐野市にございますセレモニーというところではありますが、お坊さん、住職さんが経営されている法人でございます。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、先ほど話が出た今後変わるわけですけども、いろいろと。明和と今ドッキングしてやっていると、今後はどんなふうなスタイルで。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 今後につきましては、館林に今建設しております館林クリーンセンター、仮称でございますが、そちらのほうに持ち込みのほうをできるような形の話になっておりますので、板倉だけではなく、明和の分もそちらのほうに、今後はその民間処理ではなく、ごみとしての処理をしていきたいというふうに考えております。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、板倉は板倉で今後も冷蔵庫か何か置いて、リサイクルとかそちらのどこかが預かるのですか。ではなくて、個人個人で館林へ移動。

○今村好市委員長 星野係長。

○星野一男環境係長 あくまでもこちらへ載せてあります実績の数字の動物の死骸につきましては、公共施設なり道路なり公園なりというところに亡くなって置いてある、放置してある動物の死骸のほうを町のほうの職員が回収しまして、現時点は一時的な冷蔵庫に入れて民間業者にとりに来てもらっていると、今後29年度につきましては毎日搬入ができるかどうかはちょっと難しいところでもありますので、ある程度同じように冷蔵庫でためて、冷凍したものを決められた日に新しくできる焼却施設のほうに搬入を職員のほうでしたいと考えております。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 関連なのですけども、犬の関係なのですけども、野犬と飼っている犬と、何か飼っている犬が、さっきちょっと話聞いたら野犬に襲われて大けがしたという最近の話ですけども、そういった実態は板倉町は連絡か何か来ていますか。

○今村好市委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 そうですね、そういう苦情、野犬とかに対するものというのは町のほうに個人が、その当事者がかけてきたり、もしくは近所の方からという連絡は来ます。先ほど今黒野委員さんからありました内容につきましても、うちのほうも委員さんから伺いまして、早速そのおりを一応設置はしたのですが、まだまだ捕まっていない状況かなというふうに思います。2回かまれたということで、ただうろうろ、

近くにいるようなのは見ていますので、また引き続き捕獲のために努力したいと思います。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。……なければ、ぼちぼち時間なのですけれども。

〔「2回目いいですか」と言う人あり〕

○今村好市委員長 今1回目、では少し。

下水道なのですけれども、2ページ、3ページ、予算額と決算額が約730万円、これは多くなっているの  
でいい話なのですが、予算がちょっと甘かったのかどうなのか、その要因もしくはあとは収入未済額が54万  
五千幾らあるのですが、これは使用料滞納なのかどうか、その辺の確認だけお願いいたします。

福知係長。

○福知光徳上下水道係長 下水道事業につきまして、今のご指摘でございますが、この収入未済額につきま  
しては未納額という形になります。今回、先ほどご説明させていただきました繰入金がちょっと600万ぐら  
い多く入っているのですけれども、そちらにつきましては初期汚水ポンプという一番深い20メートルぐら  
い下に入っているポンプでくみ上げて処理施設の中に汚水を入れているのですけれども、そのポンプの2台あ  
るうち1台が壊れまして、メーカーに持って帰って修繕したという形で、300万円程度修繕費がかかってお  
ります。そのときに3月補正でたしか上げたのですけれども、また同じように機械としてちょっと古いもの  
が多いものですから壊れる可能性があるので、多少修繕費として残してある部分の上に、さらにちょっと補  
正という形でとらせていただきました。その分でちょっと繰越額なんかも増えているような形です。

○今村好市委員長 繰越額ではなくて、使用料の予算額と収入済額が、収入済額のほうが730万円ぐらい多  
いですね。

○福知光徳上下水道係長 済みません、失礼しました。そうでございますね、これはそうですね。ちょっと  
予算額4,600万円という形でとっていますが、5,300万円の収入ということで予想以上にニュータウンの人口  
なり、あと企業なんかもちょっと増えたという形でのあれで、ちょっと見込みが甘かったというところある  
かと思います。

○今村好市委員長 水道の使用料が増えたということも要因はあるのですか。世帯が増えたり企業が増えたり  
というのが主なのですか。

○福知光徳上下水道係長 そうですね、アパート等も最近棟数がちょっと、入居も結構増えているという  
ところもございまして、企業と、あとは大学のほうも人数的に結構2,000人以上いるということで汚水は一番  
流しているところなのですけれども、そういう部分の使用料が増えたりということもあるのかなというふう  
には思います。

○今村好市委員長 世帯が増えたというのは余りないのですね。

○福知光徳上下水道係長 そうですね、世帯はそんなには多くは……

○今村好市委員長 増えていないね。

○福知光徳上下水道係長 増えていないかと思います。

○今村好市委員長 収入未済額は、これ水道のほうも影響してしまっているのですか、同じく。

○福知光徳上下水道係長 同時に同じ徴収していますので、この分水道料金は、この金額とは別なのですけ  
れども、影響、同じ方は両方、片方だけ払って片方だけ払わないということはないのですので、水道も同じよ

うに、この方たちは未納という形で。

○今村好市委員長 どこかへ転出してしまったとか何とかというので、なかなかもらえないのですか。

○福知光徳上下水道係長 これニュータウンの中だけなので、金額的にはそんなに大きくはないのですけれども、そうですね、転出等委員さんのおっしゃるような学生さんです。3月末とか、そういう部分も結構あったりするのかなというふうにはちょっと思います。

○今村好市委員長 税金と違って使ってしまったものを、その辺は対応をしっかりとお願いいたします。

では、2巡目ということで、青木委員。

○青木秀夫委員 滞納というか未払いの人はアパートの人が多いのでしょうか。学生が卒業して、そのまま転出してしまうと、何か処理しないで、そうすると追いかけていくのが大変だね、金額小さいから。すると、そのままこれ未収金で処理してしまうのですか、最終的には。金額小さいではないですか。それで、東京だか東北だかどこかへ行ってしまうと、それを追いかけていくと、事実上追いかけれない、文書でしか。そうすると、その人がずうずうしければ、そのまま1年、2年たっていけば、金額も小さいでしょうから、そういうことになってしまうのでしょうか。

それで、1つお聞きしたいのは、この前山口課長に聞いたのですけれども、下水道の企業債の件の繰上償還について聞いたら、繰り上げはできないのだから山口さんの話だったのだけれども、調べたらそれはできなくもないと、契約を早めるということで、契約の中で繰上償還の場合には何か都合よく罰金というか、違約金を払って返済しなければならんという規則があるという、民間ではちょっと考えられないようなルールがあるようなのですけれども、その辺のは調べた結果どんな契約内容になっているの、そのペナルティーについて。例えば受け取る、これほとんど旧郵便局なのです。簡易生命保険というところからの原資になっているから、ほとんど郵便局なのですから、あっちも今民間だから、会社だから、それでこういう低金利になってしまったから、高い金利のを返してもらおうと、向こうは損してしまう。これを借り入れたほうは得するから繰上償還するわけだから、まだ約10億円近くの借金あるわけだから、これ1%でも借りかえて安くすれば、1,000万円ぐらい浮くのだ。2%だと2,000万円浮いてしまうのです。だから、そういうこともあるので、違約金払っても得すると、その違約金についてちょっと説明してもらえます。どんなペナルティーが科されるのか。

○今村好市委員長 時間が来ているので手短かにお願いいたします。

○福知光徳上下水道係長 お答えさせていただきます。

先ほど委員さんが申されましたとおり、約10億円の残金がございます、その内訳が一番多いのが簡保資金5億円強あります。そのほか公営企業金融公庫等です。それ全て政府資金ということで、中身は全て、確認したのですけれども、同じになっています。民間になった簡保につきましても、やはり補償金というのは取りますということで、金額はちょっと聞いたのですけれども、そういうのを教えていないということで教えていただけなかったのですけれども、一応公営企業金融公庫さんと同じぐらいですという話だけはちょっと聞きましたので、公営企業金融公庫、今の地方公共団体金融機構という団体なのですから、そちらはちょっと確認できまして、一応割引率というのを掛けまして、それが0.999%とか、そういう形のもの割引率という形でありますので、その元利金にその割引率を掛けたものを、償還すべき元利金合計額から差し引いたものが一応補償金という形になるようなのですけれども、その額がちょっとなかなか説明が難しいの

ですけれども、一例申し上げますと、残金が7,500万円ぐらいある1つの借り入れがございまして、一応そちらを計算を公営企業金融公庫でしていただいた限り、安く、得するのが35万円程度ということでございました。これを全部一括……

〔「残存期間が10年間あったとしてだよ」と言う人あり〕

○福知光徳上下水道係長 はい、そうですね。平成37年までに償還するものなのですが、その差引額で得するのが35万円程度ということでございまして、ほかの借り入れも全部同じだと思いますので、単純に比例しますと、10億ぐらい残っているやつで500万とか、それぐらいになってしまうのかな、得するのが。9億円の現金をそのまま返すという形になりますので、その現金を用意するのに、ないとすると民間で借り入れをするという形になりますと、相当な0.1%とか、そういう形ぐらいで借りないと、なかなかそれより得になることはないのかなというふうにちょっと概算では計算したものがございまして。

○青木秀夫委員 そういうことなのだ。もういいや、後で。難しくてわからないから。

○今村好市委員長 では、細かい点については……なければ、一部その辺については後で細部についてやっていただくということと、環境水道課については以上で決算審査終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

10分休みで、10時45分に再開をいたします。

休 憩 (午前10時35分)

---

再 開 (午前10時45分)

○今村好市委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、戸籍税務課の決算の審査を行います。

最初に、担当課のほうから要点説明でよろしくお願ひしたいと思います。

峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、これから戸籍税務課の決算の説明のほうをさせていただきます。

○今村好市委員長 座ってください。

○峯崎 浩戸籍税務課長 この後は着座で説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、私峯崎のほうから、戸籍税務課決算に係る全般的な概要のほうを説明をさせていただきます。その後、各係より担当別の決算内容について説明のほうをさせていただきます。

それでは、決算書13ページになります。決算書の13ページですが、こちらに一般会計の歳入ということで出ております。戸籍税務課関係、歳入関係ですが、まず町税ということで、一番上の行になりますが、ちょうど中央に調定額、収入額ということで出ております。町税としまして町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税目があり、その歳入の合計金額は19億3,147万8,000円、調定額に対する収納率は95.48%となっております。この収納率については、昨年よりも0.04%ですが、若干の上昇となっております。27年度の歳入合計額19億3,147万円につきましては、26年度と比べますと約1,500万円の減収となっております。その主な要因でございまして、固定資産税の国有資産等所在市町村交付金等が約2,800万円増収となっておりますが、景気の低迷による法人町民税、約4,000万円及び固定資産税が対前年約370万円程度減収になったことということで、1,500万円の減収の要因となっております。また、町税以外の歳入としまして4,457万7,000円



がありますが、こちらは昨年、26年度とほぼ同額となっております。主な税収以外の収入は、大きいものを順に上げますと、県税徴収にかかわる取扱交付金が2,354万6,000円、戸籍や税などにかかわる各種証明の手数料が759万5,000円、個人番号カード交付事務に伴う補助金が504万円となっております。

続いて、歳出関係についてですけれども、人件費を除く経費につきましては、戸籍税務課関係4,310万円となっております。これは、対前年比510万円の増となっておりますが、その主な増額要因としましては、個人番号カード交付事務に伴う交付金の支出429万7,000円と過誤納還付金210万円の増額が主なものとなっております。

以上、簡単に全体概要について申し上げましたが、これから係ごとに順次説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○今村好市委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 それでは、住民税係、川部と申します。住民税係について決算内容について説明させていただきます。

歳入につきまして、12ページ、13ページをごらんください。1款町税、1項町民税、1目個人、現年度課税分の収入済みですが、6億5,151万2,193円となりまして、前年と比べ152万2,628円の増収となりました。その下、法人です。2目法人、現年度課税分の収入済みですが、1億1,864万5,300円となりまして、前年比の25%減りまして、減った額が3,971万9,400円の減収となりました。これにつきましては、平成26年度の税制改正による法人税割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられたことによるものです。

続きまして、同ページの3項の軽自動車税の1目軽自動車税現年度課税分の収入済みですが、3,931万6,400円となりまして、前年と比べて46万9,500円の増収となりました。これにつきましては、4輪の軽自動車の登録が増えたことによります。

続きまして、次の14ページ、15ページをごらんになってください。一番上、4項町たばこ税、1目町たばこ税の収入済みですが、9,036万5,780円となりました。前年と比べ72万3,596円の減収となりました。

続きまして、住民税係の歳出ですが、決算書の72ページ、73ページをごらんください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費の備考欄となりますが、町県民税の賦課業務とつきまして1,003万2,970円支出しております。これにつきましては主な支出内容についてなのですが、委託料とシステム使用料、法人税町民税の還付金が主な支出となっております。住民税の計算、納付書を作成するための住民税事務電算委託料として293万4,563円、また法人税等の納税者がインターネットを利用して申告手続を行うための地方税電子申告支援サービス利用料としまして224万4,240円支出しております。

続きまして、法人町民税予定納税分還付金につきましては、この後収税係のほうから説明させていただきますので、割愛させていただきます。

次に、75ページをお願いいたします。上から2番目の行の軽自動車税賦課業務ですが、62万3,788円を支出しておりまして、主にこれにつきましては軽自動車税の納付書の作成委託料となります。前年とほぼ同額となります。

以上で住民税係の説明を終わらせていただきます。

○今村好市委員長 小野田係長。

○小野田裕之資産税係長 続きまして、固定資産税の説明をさせていただきます。

決算書12ページ、13ページをお願いいたします。ちょうど12ページの中ほどです。1款2項1目ということで固定資産税がございまして、そこを見ていただければと思います。1節の現年度課税分のところからご説明いたします。調定額ですが、9億2,838万1,400円でありまして、前年度比でマイナス655万6,902円の約0.6%の減、これに対します収入済額ですが、9億1,708万553円で、前年度比でマイナス426万5,047円の、こちらと同じく大体0.6%の減ということで、収納率にいたしまして98.7%ということになりました。

続いて、その下です。2目で国有資産等所在市町村交付金というのがあります。及び納付金というのがあります。こちらについてご説明いたします。国有資産等所在市町村交付金について、当初予算で9,376万3,000円で調定額、収入済額とも9,376万3,300円となっております。これは前年度比で比較しますと、43.5%の増加ということになります。この増加につきましては、渡良瀬遊水地の交付金算定標準額の特例の期限が切れたこと、もう一つは県企業局の太陽光発電設備の設置がされたということになります。

続いて、歳出のほうのご説明をさせていただきます。ページでいいますと、72ページ、73ページになります。説明のほうは73ページの備考欄のところの各事業の主要な部分のみということでご説明をさせていただきます。

備考欄の下から3つ目の二重丸があるのですが、固定資産税賦課業務というのがあります。178万9,100円の決算額です。こちらにつきましては、主なものとしまして固定資産税事務電算処理委託料がございまして、こちらが152万2,090円、これにつきましては、納付書の作成費用、償却資産の申告書の作成費用や調査資料の作成ということでのかかった費用でございまして。

その下の二重丸、評価替え業務というのがございまして、37万4,025円というやつです。こちらにつきましては標準値時点修正の鑑定委託料といたしまして、27年の1月1日現在における宅地の価格の修正をした費用でございまして。

続いて、73ページの一番下の二重丸です。課税客体管理業務というところなんです。この13節の課税客体調査業務委託料というのがございまして、こちらが292万6,800円です。こちらは固定資産税の地図情報システム、土地における土地家屋の経年異動、それと基準年度における状況類似地域の見直しの調査費用ということになっております。

そして、その下の公図修正業務委託料25万9,200円、こちらは平成26年中に異動のあった土地に関する公図の修正をした費用です。また、その下ですが、旧公図の電子ファイル化にかかった費用ということで、99万3,600円があります。

それで、次のページの、済みません、ページ1つめくっていただきまして、74、75ですが、75ページの備考欄の一番上です。家屋評価システムということで、家屋評価システムの保守委託料、それとシステム使用料ということで、26万8,056円ということで、これは例年どおりの委託料ということで決算としております。

固定資産税については以上でございまして。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 それでは、決算書13ページをお開きください。収税係からは、各税目については先ほど担当係長より説明がありましたので、町税全体につきましてご説明させていただきます。

13ページ上段、課長の説明と重複しますが、ご了承ください。調定額20億2,290万8,346円、収入済額19億3,147万8,508円、調定に対します収入歩合、徴収率につきましては、95.48%、前年度と比べますと0.04%

プラスということになってございます。若干ではありますが、収納率の向上ということになっております。この要因につきましては、組織的な取り組みといたしまして、国保担当の健康介護課、それと県税事務所との合同滞納整理、また個別的取り組みといたしまして、悪質滞納者への滞納処分、差し押さえの実施等によりまして、滞納額の圧縮を図ったものでございます。また、滞納者の実態調査、財産調査です。これを行いまして、倒産により無財産となった法人、また滞納者本人が死亡で相続人が全員相続放棄、相続人が全員相続放棄、相続人が不存在となった件、また外国人の出国に伴う所在や財産不明等、こういった案件です。取れないと判断した件については、積極的に滞納処分の執行停止、それにあわせて即時に不納欠損処理を行いまして、翌年度への滞納繰越額の圧縮をあわせて図ったものでございます。結果、不納欠損額769万7,808円、これにつきましては、前年度と比べますと159万円ほど増となっております。先ほどの即時に欠損したもの、また再三の納税交渉、指導にもかかわらず、時効により欠損処分を余儀なくされたものとなっております。また、収入未済額、翌年度への滞納繰越額となる額ですが、8,373万2,030円、これにつきましては前年度と比べますと320万円ほど減、滞納額が圧縮されたということとなっております。

歳入につきましては以上となりまして、続きまして歳出、決算書の73ページをお願いいたします。73ページ備考欄の中ほどにあります二重丸、町税収納管理業務510万9,853円支出でございます。大きな支出としましては、13節の電算委託料、口座振替済みの通知の作成委託、督促状等の作成委託となっております。23節過誤納還付金316万6,123円、こちらについては所得税等の更正申告によります住民税の還付、また固定資産、償却資産等の修正等によります減額の還付となっております。前年度と比べますと、250万円ほど支出については減ってございます。この要因につきましては、過誤納還付金につきまして26年度はお一方、160万円を超える大きな還付が1件ございました。それがなくなったことによります要因となっております。二重丸の上ですが、23節法人町民税予定納税分還付金、これにつきましては、事業年の中間に予定納税分ということで中間納付されたものにつきまして、事業年終了後、確定申告によって納め過ぎていたという分が還付になったものでございます。また、過年度の修正申告によります還付も含まれてございます。435万6,400円、これにつきましては180万円ほど前年度と比べまして増となっております。こちらにつきましては1法人、1件です。大きな270万円を超える還付があったものでございます。

収税係からは以上です。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 では、戸籍年金係の決算について説明いたします。

決算書の23ページに手数料でございます。それから、うちのほうでは25ページが個人番号カード関係事業の国庫補助金、それから27ページに中長期の関係、自衛官募集事務の関係、そして国民年金事務ということで国庫委託金、そして33ページに消費者行政推進補助金ということで県の補助金がありまして、35ページに人口動態関係の県委託金ということでありますが、全体で昨年より344万円の増額となっております。

主な理由としましては、やはり個人番号カードの交付事業に係る補助金が新たなものとして増額となりまして、国民年金事務費交付金と消費者基本設計推進補助金の減額があったので、その相殺ということで先ほどの額が増額になりました。

では、続きまして歳出の説明ですけれども、昨年と同様のものは割愛させていただきます。

それでは、決算書75ページをごらんください。75ページの中ほどの二重丸、戸籍整備事務から77ページの

個人番号カード交付事務までが戸籍住民基本台帳費でございます。そのほかに行政相談、法律相談、国民年金事務、それから火葬費補助金、消費者行政とございますけれども、人件費を除いて全体で2,088万円になっておりまして、昨年度に比べて581万7,147円の増額になっております。理由としましては、77ページの個人番号交付事務、こちらが588万6,956円ということで、統合端末用タッチパネル機器とか印字プリンターとかの機器購入費と、それから19節の委任に係る交付金がございます、それが増額の理由です。

それから、この新規事業の交付事務なのですけれども、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号カード交付事務で必要とする先ほどのタッチパネル機器の交付と委任に係る交付金なのですけれども、この429万7,000円は地方公共団体情報システム機構、略してジェイリスというのですけれども、それに町がその事務を委任しており、支払ったものですので、同額が国から補助金として来ております。

ほかに107ページに火葬費補助事業、こちらは175件で262万5,000円でございます、昨年より件数が減ったので、40万円ほど減額になりました。

最後に、125ページで消費者行政推進事業でございます。決算額は昨年とほぼ同じです。この事業は、板倉町消費生活センターの事業なのですけれども、昨年10月から消費生活相談員が欠員となっております、相談のほうは10月からは群馬県の消費生活センターを紹介しておりました。今後は、職員が消費生活コンサルタントの資格を取得しましたので、10月から相談業務を再開する予定であります。

以上で戸籍年金係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○今村好市委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員さんから質疑を行います。質疑はありますか。

延山委員。

○延山宗一委員 75ページの戸籍整備事務なのですけれども、主要施策のと比べて、両方見比べているのですけれども、そんな中でいろんな手数料等も入っているということなのですけれども、まず有料、無料というのがあります。当然無料の場合は、町がこれは必要だということの中での発行されているのが無料というようなことかなとは思っているのですけれども、そんな中で臨時運行というような項目での発行されているもの、これは臨時運行というのはどういうような意味合いを指しての臨時運行なのですか。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 臨時運行というのは、車検が切れた車とかを車屋さんが運ぶのに使うときの許可証を出すものです。運転するときに、許可証と仮ナンバーを出しています。

○延山宗一委員 仮ナンバーの発行に対する手数料が、有料としてこれに記載されているわけ。

○森田和子戸籍年金係長 そうです。

○延山宗一委員 なかなか理解ができなかったのですけれども、この資料見ると非常にその年の発行、また証明書の謄本、もろもろがあるので、金額も非常に無料というものも大分多いということなのですけれども、この無料に関してただ行政が必要とするものだけが無料ということではなくて、ほかにもあるのですか。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 住民票とか戸籍関係で無料というのは、公用請求で土地改良の関係で登記に必要なとか、そういったものがあるので、あとはよその役所から滞納者の所在確認とか、そういったことも公

用請求結構あるので、無料が多くなっております。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 やはりならば本来ですと有料のほうが少しでも収入に増えるのかなと思うのですけれども、この資料を見て感じるのですけれども、無料、無料ということがあると非常にやはり収入も少ないということであるのであれば、今発行に対しての金額、これに対しては例えば他町との兼ね合い、また金額の相違というのは、大体ほぼ統一された金額での徴収をされているのですか。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 金額は統一されております。同じ額です。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 前に金額が統一された金額だと、例えば本町だけが安くとか上げるとかというのは、なかなかできないのですけれども、やはり大きな税収にもつながっていくというふうにも思うのですけれども、先ほど言ったような臨時運行にしても、もう少し項目でわかりやすければわかるのですけれども、今回そのような意味合いでの種類ということでもわかりました。いいです。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。

小林委員。

○小林武雄委員 決算書の77ページの例のマイナンバーカードの関係なのですが、主要施策のほうの29ページでいきますと、マイナンバーのカードの発行枚数が現状、3月31日ですと360件と、かなり少ないです。その後4月以降、近々でどのぐらいまた増えたかなのですが、かなりいろんな機器を投入して、国としてもいろんなPRをしてきた割には、何か発行枚数が少ないなという感じがするのですが、ちょっとお願いいたします。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 この間の資料をつくったときに、9月1日現在で842枚ということだったのですけれども、13日で850枚ほどになっております。確かに人口から見ると取得されている枚数は少ないと思われます。

○今村好市委員長 小林委員。

○小林武雄委員 この数字は、館林とかほかの郡と比較した場合、少ない比率ですか。また、今高崎とか前橋あたりはコンビニでマイナンバー使って住民票とか出せるような形を今していますけれども、こんな少ないとこの近辺ですとこういうサービスもなかなか進めていけないのかなという感じがするのですが、近隣の普及率はどんな感じだか、把握していますか。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 ちょっと数字を今見つけないと即答できないのですけれども、明和さんよりは取得率は高かったかなぐらいで、ちょっとお時間いただきたいと思います。

○今村好市委員長 小林委員。

○小林武雄委員 このマイナンバー発行窓口やっていますけれども、発行時の何かふぐあいというか、そういうことは何かありましたか。スムーズにっています、発行の関係については。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 今、随分と時間が過ぎておりますので、混み合いぐあいもなくなったのでスムーズに、一応は電話で予約をいただいて、1人20分程度とは申し上げているのですけれども、もうちょっと早くに手続はできるようになっております。

○今村好市委員長 小林委員。

○小林武雄委員 実質私もまだもらっていないのですが、一応ある程度期間がたったら申請しようと思っていましたので、その辺の活用がいろんな意味で、国が宣伝している割にはそんなに活用されないのかなという感じがあるので、住民のほうそれが申請に向かわない原因なのかなと思うのですけれども、何かそれのところも国としても一生懸命メリットか何かを打ち出してもらえれば本当はいいのだろうけれども、なかなかそういうメリットのところが出てこないし、一生懸命国としてはいろんな投資している割には普及率が少ないので、これは一市町村でどうこうというわけにもいかないのですけれども、できればもう少しPRしてもらって、マイナンバーの発行のほうの普及に努めてもらえればなと思いますので、よろしく願いいたします。いいです。

○今村好市委員長 いいですか。何、答弁。

峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまの小林委員さんのご質問の中で、他町と比べて板倉町がどのくらいの発行しているのかというご質問があったのですけれども、今手元に国のほうで調べています資料がありまして、邑楽郡でいきますと、ちなみに板倉町は6.76%なのですけれども、大泉町は6.5%、邑楽町が5.1%、千代田町が6.2%ということで、おおむね6%前後の発行率ということで、極端に板倉が低いとか高いとかということではないかなというふうに思います。

以上になります。

○今村好市委員長 よろしいですね。

ほかに。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。決算書73ページ関連なのですが、先ほど係長のほうから過誤納還付金というのが説明がありまして、この言葉というか、もう一度これが発生する、還付金が発生する状況を一回教えていただければと思います。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 住民税については、所得税の計算が基礎になりますので、その所得税が更正された、減額の更正をされたことによって住民税も減額になります。そうしますと、納め過ぎていたものが還付になりますと。固定資産税等も当初課税でしていたものが、過年度の昔のものも修正が上がって来たり、家屋が昔からもうなかったのだという滅失の届け出等もあります。そういった事由によって、本来要らなかったものを納めていただいたので還付しますよという、過誤納という扱いになります。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 その還付金が発生する状況というのは、これは係のほうで計算をして初めてわかることで、本人としてはそういう還付金が発生する、これぐらい、こういう状況が変わったから還付金が発生する

なという部分の想像というのは個人はつくものなのですか。ではなくて、事務処理をした上で出たからといって個人のほうへ連絡が来るわけですか。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 そうですね、いろんな届け出とか修正はご自身でやられますので、その際に当然ながら税金がどうなるのかというお問い合わせいただきます。後日還付になりますとか、そういったご回答をしていますので、計算して初めてということではなくてご自身も後日還付金があるというのはご理解いただいていると思います。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 といいますのも、年に数件未遂ですとか、現実には金が動く還付金による詐欺なんか情報がメディアで飛んでいるのですけれども、なかなか私なんかは還付金受けた経験がないものですから、還付金について知識がありませんで、ただそういう自分に自覚がないのに還付金の電話がかかってくると、もらえるのだと思って反応してしまう状況が想像できなかったので、今質問差し上げたのですけれども、それは窓口ででは一応還付金が発生します、しませんという手続のときのそういう説明というのはあるということですね。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 当然ながら、窓口で申請いただいたり所得税の申告はご自身でされますので、そういった税金の関係、動きは必ずあるということでご理解いただいて、窓口にご来庁した際は、先ほど申し上げましたとおり、1カ月後還付になりますとか、そこまでのご説明をさせていただきます。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 税金につきましても、町に納めるわけですが、県税ですとか国税ですとか、いろいろ名前が違っていると、今度は県の職員を名乗ったりとか国の税係からという名前で電話がかかってくるようなのですけれども、還付金の窓口としてはもう町の窓口を通して還付されるという統一されているということではよろしいのでしょうか。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 町税につきましては、町の収税係からの還付ということで統一されています。県税、国税については、それぞれ税務署、県税事務所という形になります。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、そういう名目については県は県、国は国の機関から電話が個人に入ということもあり得るわけですね。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 電話をするというのは、ほとんど還付に対してはないと思います。電話をする場合というのは、還付する口座を教えてもらって、それが振り込めなかった場合とか、こちらからいつ還付になりますという電話連絡ではなくて、通知という形になりますので、電話をするということはほとんどございません。ですから、還付について電話があった際には注意をしていただくということになるかと思います。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 なかなかラジオ、テレビ、新聞なんかで注意喚起はしているのですけれども、やはり先

日も館林ですか、還付金のほうの関係の詐欺が新聞に載っていたと思うのですけれども、やはり年に何回かそれに、おいしい話に乗かってしまう人がいるということは、今係長説明があったようなことは、係長ベースからすると基本的なことかもしれないですけれども、住民からするとやはり何か緊急の連絡は電話で来るとか、そういうやはり意識があると思いますので、そういった情報の周知というのですか、電話でそういうのをすることはありませんみたいなところがあると、そういう詐欺まがいな手口も、やるほうもこれはできないなというふうなことまでいけば、そういう還付金の詐欺なんかもなくなるのかなと思って質問させていただいたのですが、何かお考えがあればお願いします。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年金係長 還付金詐欺という関係は、こちら消費生活センターも持っているのですが、相談窓口はありますけれども、ただ今長谷見係長が言ったように、そういう電話でのものはないということは啓発の中でも説明はしているのですけれども、もっと力を入れていきたいと思っています。

○今村好市委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 今委員さんご指摘のとおり、どうしてもこの還付金詐欺についてはなかなかなくならないということもありまして、この間も町内でもありました。そこら辺を鑑みて、町としましても消費の関係で毎月配ります広報、こういったものに注意をしてくださいますというような喚起のチラシ、こういったものを入れていきたいと思っておりますし、その内容につきましても、よりタイムリーに、わかりやすい内容で、伝えていければと思っております。いずれにしても、電話で話をするというのはないというふうに思っただけならば一番かなと思いますので、ぜひ皆さんからもご周知いただければと思います。よろしくをお願いします。

○今村好市委員長 ほかに。

荒井委員。

○荒井英世委員 主要施策の成果のほうでちょっと質問しますけれども、26ページ、滞納関係です。滞納整理事業、滞納関係について本当にこれ余り喜ばれない仕事で大変でしょうけれども、しっかりやっていると思います。この表を見ますと、合計の欄ですけれども、滞納繰り越し分で徴収率23.6%ってありますけれども、前年度が24.8%、若干減っています。これの税別に見ますと、町民税、これが28.4%で、前年度が33.2%ということで、これもここの町民税が減っているのが大きなあれなのですけれども、この町民税の徴収率が減ったというのは、例えば滞納者が多いとか個人的に金額が多いとか、いろいろあると思うのですけれども、その辺の要因はどんなふうでしょうか。

○今村好市委員長 わかります。

長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 詳しい要因的なものは、ちょっと調べてはいませんので、あれですけれども、町民税については29年度、来年度から給与所得者については給与天引き、原則今までもそうだったのですけれども、群馬県についてはそういった状況ではなかった。近県はもう始まっているのですけれども、そういった給与天引きになるという、特別徴収になるということで、収納率のほうは次年度以降は当然給与天引きで事業所が納めますので、上がってくるのかなということはあるのですけれども、下がった理由についてはちょっと詳細に持っていませんので、済みません。



○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それで、この滞納処分の実施のところで差し押さえられますけれども、特にこの預貯金の差し押さえから下の所得税、不動産差し押さえ、これ合わせて34件あるのです。差し押さえするには、当然財産調査とかいろいろやって、それでやりますけれども、これは前年と比べて34件という数字は、かなり増えています。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 前年と比べまして、かなり増えてございます。前年度につきましては、今年度預貯金差し押さえということで18件ございます。26年度が4件、所得税還付金差し押さえ14件、26年度が17件、不動産差し押さえが27年度は2件で、26年度が1件ということで、全体から見ますと件数自体は増えてございます。滞納処分、積極的に進めているという状況です。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 それは確かに先ほど差し押さえの関係で増えているというのも、かなり滞納関係が積極的にやっているということなのでしょうけれども、仮に例えばこの預貯金の差し押さえ18件とありますね。これ差し押さえします、27年度で。28年度の段階で当然町内に在住している人でしょうから、その人の28年度の納付関係というのはどうなっています。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 この差し押さえした方の28年度の納付状況ということですか、当然完納になるまで差し押さえをするということになりますので、完納になった方については差し押さえのほうはもうしないで、現年度、28年度分については納期ごとに納めていただく、または厳しい方については分納という形で、現年度についても滞納額を増加させないというような形でお願いをしております。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後の1点ですけれども、その分納の関係ですけれども、現在分納している方というのは何名ぐらいいます。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 現在係員4名いまして、1人約50名ほど分納管理ということでやっております。ですから、200名ですか。200名を超える分納者がおります。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 1つ、その200人います。それで、一番例えば金額的にでかいのというのはどのくらいですか。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 それは分納額ということでよろしい……

〔「ではなくて、滞納額」と言う人あり〕

○長谷見晶広収税係長 一番大きい方でしますと200万を超えておりまして、分納額については月20万円。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

○青木秀夫委員 今、荒井委員の関連で、この滞納処分の実施か、そこを見ていただけます。そこで、幾つか執行停止というのは、これはどういうことなのか、これは。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 執行停止といいますのは、滞納者の方の財産調査等をしまして、もう差し押さえるものが何もない、取れないと判断したものについては取れないという執行停止、滞納処分の執行を停止するという形です。

○青木秀夫委員 取れないの。

○長谷見晶広収税係長 そういことです。もう差し押さえるものがない。もうちょっと……

○青木秀夫委員 諦めるの。

○長谷見晶広収税係長 諦めたといいますか、調査をした結果、取れるものがないので停止をしたという。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そういう意味の執行停止か、珍しい用語だね。

それで、ではその上の不動産の差し押さえて2件あるのですけれども、これ差し押さえた結果、どうしているのこれ。例えば今不動産差し押さえて、差し押さえたという実態があるだけで、そのまま流しているとか、放置しておくというか、なかなか差し押さえたって、ただ差し押さえているだけの状態で、その後何か働きかけているの、それをいろいろと。難しいと思うのだ、そんなものは大体先に抵当権が設定してあるとか、何かいろいろな複雑な関係になっているだろうから、この差し押さえてどういう状態のものに対する差し押さえになるの。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 当然ながら不動産ということで、通常の預貯金と比べて当然不動産を公売して、そのお金に換価して充てるという作業が発生しますので、なかなか不動産を差し押さえるいろんな権利関係、抵当権関係もありますので、なかなか難しいところではありますが、現在差し押さえた物件、27年度で2件、22年度で1件、今3件ございます。それぞれにつきまして、22年度に差し押さえた1件につきましては、秋口、11月に東部地域の合同公売、そちらのほうに案件として公売にかかっている案件でございます。この22年度の分については、県が差し押さえて、板倉町とするとそれにのっかって差し押さえという案件で、直接板倉町が最初に差し押さえという案件ではないのですけれども、一応22年度の分についてもそういう状況です。27年度に差し押さえました2件、うち1件につきましては任意売却、公売によらず不動産屋を通しましての任意売却が成立しまして、つい先月成立いたしましたして本税が完納になりました。ですから、差し押さえは解除しております。もう一件につきましては、28年度、今年度のやはり東部地区の合同公売のほうに案件として上げる予定だったのですが、上げる直前に分納の誓約が結ばれましたので、公売のほうは取り下げをしている状況であります。その分納の今後の履行状況を見まして、場合によりまして単独での公売または来年度の合同公売のほうにかけられる可能性もあるということで、現在も差し押さえしております。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 参考までに、そういうのって資産価値ってどのぐらいあるの。評価は難しいかと思うんだけど、資産価値ってアバウトで、1,000万円あるとか300万円あるとか500万円とか。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 当然公売にかける際には不動産鑑定ですか、入れてということで、実際に公売という特殊な売却になるので、当然ながら低い価格での売却になるということで、不動産価値といえますか……

○今村好市委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 そちらの差し押さえた価値というところなのですが、今説明をしましたとおり、公売にかける前に鑑定のほうを入れるのですが、通常で出す鑑定よりも、やはり若干下がった形になります。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 例えば板倉町が差し押さえた物件が概算、推定でいいです。どのぐらいな価値があるものなのですかと聞いているのです。2件ぐらいしかないのだから。

○今村好市委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 この2件の中で、民買によるものということで、この間完納になった案件なのですけれども、おおむね土地だったのですけれども、その土地については六、七十万円というようなところで。

○青木秀夫委員 六、七十万のところね。

○峯崎 浩戸籍税務課長 はい、なりました。ただ、土地建物についても、やはりものによってもう全然違います。1,000万円近く価値があるところもあれば、田んぼなのですけれども、そういったところもありますので、一概にその金額が全てということではないと思いますが。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それで、公売かけるといった場合に、大体こういう人は国税も滞納しているのではないのかい。そうすると、これ国税が優先して優先権があるのでしょうか。そうすると、その残りの分を県だか町だかと来るわけで、先ほど何か売却したら、任意売却で成立して、それが板倉町に返ってきたという人は、その人は国税の滞納はなかったのだ。金額幾らでもなかったということか。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 その方が国税、県税の滞納者かどうかというのはあれなのですけれども、差し押さえた物件については差し押さえた優先が働きますので、その方が国税を滞納していても板倉町が先に差し押さえれば板倉町のほうが換価した際の優先はあるということです。

○青木秀夫委員 そうなの。

○長谷見晶広収税係長 そうです。差し押さえの優先順位ということで。

○青木秀夫委員 国税が優先するのではなくて、先やったもの勝ちか。

○長谷見晶広収税係長 先やった者勝ちです。

○青木秀夫委員 では、国より市町村がやれば、市町村が優先的に優先権があって、滞納処分のお金が取れるわけだ。

それと、もう一つは不動産価値も今物すごく下がっているし、処分が難しいから、なかなか差し押さえしても手間暇のほうがかかってしまって、今60万円ぐらいしか売却代金がないようなものだと本当に大変だね。ところで、今度は動産の差し押さえなんてしたことあるの、これ例えば自動車とか、ああいうもの。ほかにテレビなんていうのは価値がないから、まさかしないのでしょうか。動産といたって冷蔵庫なんて持ってきただけで、重くて邪魔になるだけだから、そういうことは実態はないのだと思うのだけれども、動産の差し押さえもしているの。

○今村好市委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 動産については、現在のところしておりません。していません。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 自動車なんか差し押さえたとかなんてない、そういうケースは。

○長谷見晶広収税係長 ないです。

○青木秀夫委員 ああ、そう。あれが一番きくのではないかと思うけれども、自動車の差し押さえが。

○今村好市委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○今村好市委員長 ほかに。

市川委員。

○市川初江委員 では、よろしく願いいたします。主要施策の31ページなのですがすけれども、消費者行政推進事業なのですがすけれども、ここを見ますと28件ということでございますけれども、私はもっとあるのではないかなと、これは氷山の一角かなというふうに思っているのです。結構町に相談に行くというのは、そういうことを夫に内緒でだまされてしまったりしますと、なかなか行けないのが現状でして、ほかの町に行ったりとか、そういうことがあるのを聞いておりますけれども、板倉町には板倉町以外の人もご相談に来ているかどうかと、周知はチラシとかティッシュなんかでやっているのしょうから、ちょっとそれをお聞きしたいなと思ひまして。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年係長 この28件というのは、相談員さんが昨年9月まででしたので、9月末までの件数なのですがすけれども、その28件の中には町外からいらした方は入っておりません。それで、なかなか町内で役場へ来るのが顔が知れてしまったりとか、そういったことで嫌がる方は、館林へ行ったりはするのですがすけれども、一応基本的にはその町に消費生活センターがあればそこで相談してくださいということは伝えるのですがすけれども、そういったことで町内の方がよそへ相談するというケースはありますので、これから相談業務を再開するのですがすけれども、パイオネットとかという相談のシステムで検索をしますと、板倉町での相談件数はもうちょっと増えているようです。

○今村好市委員長 市川委員。

○市川初江委員 館林に消費者センターがありますけれども、あそこはもうすごく忙しくて、あっちからもこっちからも来て、大分前のことだったのですけれども、私も何回かちょっと伺ったことあるのですがすけれども、そのときは板倉町でもつくってくださいって、板倉町の人も結構来ているのですみたく言われて、できたのでよかったなというふうに思っているのですがすけれども、やはり顔を見られるのが本当に恥ずかしいというか、もう不徳のいたす限りでちょっと行きにくいというのがありますので、そういうところもお考えになって、ちょっと皆さんにお顔が見えないようにとか、そんな工夫などはしていらっしゃるのですか。

○今村好市委員長 森田係長。

○森田和子戸籍年係長 一応相談室という部屋が決められてはいないので、うちの隣の隣に外から入ってもらって見られないように、そういったことで相談を受ける場合があります。

○今村好市委員長 市川委員。

○市川初江委員 大変でしょうけれども、この28件というのはちょっと少ないかなというふうに思いますので、少しでも安心して相談ができる窓口を目指してちょっと頑張っていたらと思います。よろしくお願ひします。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 なければ、以上で戸籍税務課については決算審査終了いたします。大変ご苦勞様でした。お世話になりました。

引き続き会計課の審査をやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休 憩 (午前11時43分)

---

再 開 (午前11時44分)

○今村好市委員長 それでは、引き続きでありますけれども、会計課の決算審査を行いたいと思います。

最初に、担当課のほうから説明をお願いいたします。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 お疲れのところ済みません。よろしくお願ひいたします。会計課会計係から、平成27年度の決算につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入からですが、決算書の40、41ページをお開きいただきたいと思います。決算書の40ページ、41ページになります。中ほどから若干下になります。20款諸収入の2項1目町預金利子ということで、予算額20万円、収入済額が20万6,369円となっております。備考欄にあるとおり歳計現金の預金利子の収入ということになってございます。

続きまして、歳出になります。決算書の54、55ページ、また主要施策の成果の32ページになります。決算書54、55ページ、それから施策の32ページということで、まず決算書のほうになりますが、54ページ、55ページの一番下のほうになります。2款総務費、1項4目の会計管理費ということでございます。予算額65万1,000円支出済額が59万4,557円という決算となりました。内訳としましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。11節の需用費、その中の印刷製本費でございまして、3万1,860円の支出でございました。こちらは、お手元でございます決算書の製本費用ということで、105部を作成した費用になります。昨年と同額となっております。それから、一番下の12節の役務費でございまして、次のページ、56、57ページをお開きいただきたいと思います。一番上の備考欄、手数料とございまして、こちらは銀行、それからゆうちょ銀行の口座振替手数料ということで54万4,398円の支出がございました。

会計係の説明としましては以上となります。よろしくご審議お願ひいたします。

○今村好市委員長 説明が終わりました。

各委員さんから質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 せっかくですから、1点だけ。手数料がありますね。これは銀行とゆうちょ、違うというわけですね。銀行は全部同じですか。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 そうです。

○荒井英世委員 ゆうちょが違うのですか。

○今村好市委員長 多田管理者。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 手数料としましては、銀行が全ていろいろ収納代理金融機関等ございますが、1件当たり10円となっております。それから、ゆうちょ銀行につきましては、国保税、介護保険税、それから後期高齢の税金、保険料につきましては1件当たり10円となっておりますが、そのほかにつきましては1件当たり30円ということになってございます。

以上でございます。

○今村好市委員長 よろしいですか。

青木委員。

○青木秀夫委員 今、歳計現金の利息が20万ぐらい入っているのですけれども、歳計現金というのは動くでしょうけれども、平均残高というのは10億円ぐらいあるのかな。これ一般会計だけのあれでしょうから、違うの、これ、ここに入っているのは。まあ、いい。それで、問題はその預金利率って余り今皆さん関心がなくなってしまって、余りにも限りなくゼロに近いみたいなののですけれども、これ普通預金で今どのぐらいついているのですか。

○今村好市委員長 多田管理者。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 歳計現金のまず残高なののですけれども、14日現在で13億円ほどございます。年を平均して約10億円ということで、予算のときにも説明があったかと思いますが、利率が年0.02%ということで、10億円掛ける0.02%ということで20万円予算を計上しているかと思いますが、現在の利率は0.001%ということで、10億円積んでも年間1万円の利子という今利息になってございます。

○青木秀夫委員 0.001。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 はい、0.001ということで、銀行のほうにも確認しましたら、そうは言わないのです。0.0010%と言っておりました。ですから、1%がまた欠けてくるのかなというふうに予想はしているのですけれども、非常に低い利息という、利率ということになろうかと思います。

○青木秀夫委員 10億円で幾ら。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 10億円で年間1万円になります。

○今村好市委員長 よろしいですね。

○青木秀夫委員 ありがとうございます。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。先ほどの手数料の関係なのですが、今課長がお話しになったように、年間の利率というのが低くなって、銀行の状態が去年から今年にかけていろいろ変わっているわけですが、27年度決算の手数料のお話はあったのですが、これ28年度になってやはり手数料というのは、民間というか我々個人の方は銀行によって上がっているところもあるのですが、今契約しているところというのの変動とはどうなのですか。

○今村好市委員長 多田管理者。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 ただいまのご質問ですが、手数料の値上げにつきましては、群馬銀行のほうからはお話が来ております。ただ、この……そうですね、来ておりますが、何とか今までどおりで願

いしますということで、前任の担当係長もそういう形でお願いをしてきているようでございます。ほかの銀行からは特にそういうお話はまだ承っていないというのが現状でございます。

以上です。

○針ヶ谷稔也委員 わかりました。

○今村好市委員長 指定金融機関から来ていて、ほかから来ていないのかい。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 ほかの銀行も横並びで、やはりそういうことはあるのかなと思うのですけれども、まだ……

○今村好市委員長 昔は指定金融機関は手数料取らなかったのだ、ほかは取っても。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 そうですか。まず、指定金融機関がというところもあるのかなと思って予想はしているのですが。

○今村好市委員長 なるほど、わかりました。

ほかに。

本間委員。

○本間 清委員 大変単純な質問ですけれども、今電子化が進んでいまして、ほとんどの出金、入金というのは数字だけで動いていると思うのですけれども、実際に現金で取引とか、そういうものはあるのですか。

○今村好市委員長 多田管理者。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 ほとんど本間委員おっしゃるとおり数字だけで動いております。特に町内、町外業者の支払いなどについては100%、全て数字だけで動いております。現金で動いているというものに関しましては、窓口で皆様からお預かりをする税金等は現金でお預かりをするということがございます。それからまた、職員の立て替え金、それから旅費等につきましては、現金で職員に配っているということで、現金は多少扱っている。また、今日からですか、敬老祝金など、総額先日470万円ほど現金どっさり来たのですけれども、ジュラルミンケースに入って、千円札ですから、かなり枚数上るのですが、そういう現金は扱っております。健康介護課のほうで仕分けをして、今金庫の中で眠っているという形になってございます。

○今村好市委員長 本間委員。

○本間 清委員 そのような場合は、第2庁舎にある群馬銀行の窓口を使用しているということですね。

○今村好市委員長 多田管理者。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 群馬銀行の役場の派出で扱っているということになります。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 なければ、よろしいですか。大変お世話になりました。会計課の決算審査については以上で終了いたします。

ここで昼食のため休憩に入りたいと思いますが、午後の再開については1時からお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 (午前11時53分)

再開 (午後 1時00分)

○今村好市委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、健康介護課の決算の審査に入りたいと思います。

健康介護課については、一般会計、特別会計3つということで、説明については多少時間かかるのかなと思うのですが、要点説明をしっかりといただいて、審議をお願いしたいというふうに思います。

早速ですが、担当課の説明をお願いいたします。

落合課長。

○落合 均健康介護課長 それでは、お世話さまになります。健康介護課の関係でございますが、よろしくお願い申し上げます。

健康介護課におきましては、お手元の次第のとおり、介護高齢係、保険医療係、健康推進係、保健センターが事務所になりますが、この3係で事業を実施しております。まずは、一般会計でございますが、大きな歳出のものでは、国保特別会計の一般会計からの繰出金、介護保険特別会計へのやはり一般会計への繰出金、またお子さん、障害をお持ちの方、母子家庭のお宅等の保健医療診療分の自己負担を助成させていただいております福祉医療費の支給事業、また後期高齢者、75歳以上の方のお医者さんにかかる際の医療事業の負担金、繰出金、それと厚生病院を中心といたします邑楽館林医療事務組合の負担金、住民健診、がん検診、予防接種等の事業が一般会計の大きな支出となっております。

また、一般会計のほかに後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の3つの特別会計も管理をさせていただいております。

時間等もございますので、これから各担当より順次ご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○今村好市委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 お世話になります。介護高齢係の小野寺と申します。よろしくお願い致します。それでは、介護高齢係から説明をさせていただきます。

まず、一般会計の歳入ということで、決算書の一般会計の部分の22、23ページをお願いいたします。この下のほうになりますが、14款1項1目1節の高齢者福祉費負担金の備考の欄をお願いいたします。介護保険低所得者保険料軽減負担金76万3,000円です。これは平成27年度の制度改正に伴いまして、介護保険の第1号被保険者の保険料区分が第1段階という一番低所得者の方の保険料を軽減して、軽減した分を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で負担することとなりました国分の負担でございます。

次に、28ページをお願いしたいと思います。28ページをお願いいたします。この中ほどになります15款1項1目1節の高齢者福祉費負担金の備考をまたお願いします。これにつきましても、先ほどと同じように、介護保険の低所得者保険料の軽減負担金38万1,500円です。保険料軽減分の県負担分でございます。国と県の負担分に町分を加えまして、介護保険の特別会計に繰出金として歳出をいたしました。

次に、一番下をお願いいたします。同じページの一番下をお願いいたします。15款の2項2目2節高齢者福祉費補助金の備考をまたお願いいたします。新介護慰労金支給事業費補助金24万円です。これは平成27年度介護特会の地域支援事業の実施要綱の改正で、介護保険特別会計で支給できなくなって一般会計に移行しました介護慰労金ですが、移行時には県補助金は廃止されてありませんでしたが、その後市町村の要望によ



り支給要件は介護給付費が年間100万円以内という条件が付きましたが、県の基準で1件当たり6万円の2分の1ということで、1件当たり3万円が支給され、町の全体の支給対象者は27人に対しまして、8人が要件に該当したため、24万円の補助金となりました。歳入についての新規等については以上となります。

次に、歳出ですが、歳出につきましては介護慰労金が介護保険特別会計から一般会計に移行しましたが、ただいま歳入で説明しましたので、そのほかの一般会計につきましては新規等はありませんので、一般会計の説明につきましては以上となります。

次に、介護保険の特別会計について説明をいたします。介護保険の事業につきましては、40歳以上65歳未満の2号被保険者と65歳以上……

[何事か言う人あり]

○小野寺雅明介護高齢係長 今は概要の説明だけを最初。65歳以上の第1号被保険者の保険料と国、県及び町の財源により運営しております。板倉町の平成28年度3月末現在の1号被保険者が4,430人です。保険給付におきましては10億5,757万3,881円で、要介護認定者数平成28年3月末現在となりますが、666人で介護の各種サービスを利用しております。

そうしましたら、介護保険特別会計決算書の8ページ、9ページをお願いしたいと思います。ちょっと後ろのほうになってしまいますが、8ページ、よろしいでしょうか。そうしましたら、8ページ、9ページで歳入でございます。1款1項1目の保険料が2億4,617万1,465円です。10.2%の増となっております。この歳入は、第1号被保険者4,566人の方からの保険料でございます。4,566人の保険料の収入でございます。

次に、3款の国庫支出金、次のページをお願いいたします。3款国庫支出金で次のページをお願いいたします。この4款の支払基金交付金、5款の県支出金につきましては、歳出の先ほど言いました2款の保険給付費及び歳出の5款の地域支援事業費に対しまして、国の定めた割合での交付されたものですので、細かい説明につきましては省略をさせていただきます。

また、次のページをお願いしたいと思います。12、13ページになります。7款1項の一般会計繰入金です。一般会計繰入金につきましても、介護給付費繰入金と地域支援事業の繰入金につきましては、これについても国の定めた割合での繰り入れとなりますので、省略をいたします。

また1枚めくっていただきまして、14、15ページの上のほうをお願いいたします。中ほどですか、5目の低所得者保険料軽減繰入金152万6,000円です。一般会計の歳入で説明いたしました保険料を軽減した分の国、県、町の負担分を一般会計から繰り出しまして、介護特会の繰入金として受けております。

次に、18、19ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。18、19ページです。歳出につきましては、支出済額で説明をいたします。1款総務費につきましては、職員の人件費、介護保険被保険者の管理、介護保険料の徴収及び介護認定にかかわる事務的経費でございますので、説明を省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。ちょっと下のほうになりますが、2款の給付費です。先ほど言いました2款の給付費です。10億5,757万3,881円で、前年度比で2.8%の増でございます。給付費につきましては、要支援、要介護認定者の方が平成27年度1年間に利用した介護の各種サービスにかかった費用の9割または8割分を、国保連合会を経由しまして各種事業所に支払った費用でございます。要支援、要介護認定者の増による増額でございます。

特に増減が大きいサービスについてのみ説明をいたします。次のページの22、23ページをお願いいたしま

す。ここの一番上になります3目の地域密着型介護サービス給付費が1億5,025万7,983円です。10%の増でございます。この費用につきましては、グループホーム、あと小規模多機能等に入居及び通所している方の給付費となっております。増の原因としましては、平成27年3月からめぐグループホームというのが新しくサービスを開始したということと、小規模多機能の社会福祉協議会が実施していますえがおが、平成27年4月から定員を4名増をしたことによる増でございます。

次に、1枚めくっていただきまして、24、25ページをお願いしたいと思います。2項の介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費3,146万5,805円です。これにつきましては7.9%の増でございます。このサービスにつきましては、要支援認定者のサービス給付費でございます。要支援認定者が増による増額でございます。

次に、26、27ページ、次のページですが、26、27ページをお願いしたいと思います。ここの7目介護予防サービス計画給付費466万986円で、これにつきましては27.6%の増でございます。これも要支援認定者が増による増です。この給付費につきましては、要支援認定者に対しまして地域包括支援センター及び町が委託しているケアマネジャーによるケアプランの作成費用でございます。介護サービスをご利用するときに必要なプランでございます。

次に、30ページをお願いします。30、31ページをお願いしたいと思います。5款の地域支援事業になります。2,003万7,530円で、これにつきましては648万2,032円で24.4%の減でございます。これは前年度の平成26年度が第6期の介護保険事業計画の策定に当たりまして日常生活圏域ニーズ調査という115項目という項目が多い調査を3,400人の方を対象に実施しました。平成27年度につきましては計画等がありませんので、基本チェックリストという基本的なチェックリストのみの実施ということで、これ25項目でA4判1枚におさまってしまうような調査を1,400人の方に実施をしました。あと、それと職員の異動に伴う人件費の減と、あと介護慰労金が一般会計に移行したための合わせての減となりました。

次に、34、35ページをお願いしたいと思います。最後になります。2目の任意事業が9万7,747円で、対前年度比で317万8,161円の減です。これは前年度は任意事業でここで介護慰労金を支払っておりましたが、それが一般会計に移ったということで、平成27年度につきましては事務事業評価の対象となりました配食見守りサービスの事業のみの実施となりました。この事業につきましては、事務事業評価で説明しましたが、社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に対しまして高齢者の食に関する健康管理のための配食サービスを実施して、あわせて高齢者の声かけによる安否確認等のための見守りサービスに対しまして補助を行ったものでございます。

以上で介護高齢系の説明を終わりにします。よろしく願いいたします。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 保険医療系のほうで高橋と申します。本日はよろしく願いいたします。

保険医療系のほうでは、一般会計と後期高齢と国保特別会計3つの会計を担当しております。課長より説明ありましたけれども、一般会計につきましては歳入について新規事業等ありませんので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計繰出金のみ説明をさせていただきたいと思っております。それでは、決算書の84、85ページをお開き、ごらんいただきたいと思っております。一般会計になります。よろしいでしょう

か。84、85ページの85の備考の中段に国民健康保険特別会計繰入金 1 億8,574万2,022円でございます。この繰入金につきましては、国民健康保険の特別会計の事業運営に必要な財源といたしまして一般会計のほうから国保会計のほうに繰り入れさせていただく一般会計でいう支出額になります。前年度比較しますと、705万7,115円の減でございます。減額となった理由としましては、まず国民健康保険の軽減分というのがあります。この軽減分が低所得者に伴いまして軽減が設けられております。毎年軽減枠が増えてきているのですけれども、その軽減があることによりまして、その軽減したものを町と県のほうでその部分を負担するというようになっております。歳出のほうで詳細については説明をさせていただきますので、中身の内訳については省かせていただきたいと思いますが、この前年度増額したということと、あと国民健康保険税の不足による赤字補填分、こちらのほうが26年度と比較しますと2,211万5,000円を前年度、26年度より繰り入れが額が小さく減額になったことによりまして、こちらのほうにつきましては、赤字補填で一般会計からいただくことで国保の運営が成り立っていくわけなのですけれども、こちら昨年度減額したことによって、国保については運営が税額が多く入りまして、適正な運営ができていないということではないので、こちらについてはご了解いただきたいと思います。昨年の詳細の金額のほうについても、国保の歳入、国民健康保険特別会計の一般会計繰入金、16、17ページのほうで説明させていただきますので、ここでは説明のほうを省かせていただきます。

以上で一般会計の歳入の説明になります。

続きまして、平成27年度の後期高齢者医療特別会計決算について説明をさせていただきますと思います。こちらのほう、決算書のほうの後期の、こちらのほうは歳入につきましては新規事業等、一般会計と同じでございますので、説明を省略をさせていただきますと思います。歳出について、後期高齢者医療連合納付金のみ説明をさせていただきますと思います。

それでは、決算書の14ページ、15ページをごらんください。2 款後期高齢者医療連合納付金、1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金、19 節負担金の広域連合事業でございます。こちらのほうの事業ですが、金額で1 億2,751万8,103円になります。こちらのほうは群馬県広域連合への事務費、また後期高齢のほうで徴収をしました後期の保険料と、後期保険料軽減分の支出でございます。こちらのほう、前年度比較しますと272万870円の増でございました。こちら理由といたしましては、後期高齢の受給者対象者が75歳到達によりまして社会保険や国民健康保険から後期高齢のほうに移行したことによる受給資格者が増えたことによることと、あともう一つが国保でも話をさせてもらいましたが、後期高齢者医療の軽減分に伴う保険基盤安定負担金が前年度より増額したためでございます。

以上で後期高齢の特別会計決算については説明を、歳出につきましては終わらせていただきたいと思いません。

続きまして、国民健康保険特別会計決算について説明をさせていただきますと思います。歳入につきましては、一般会計繰入金のみ説明をさせていただきますと思います。

それでは、国保の決算書の歳入のページの16ページ、17ページをごらんいただきたいと思いません。16ページ、17ページをお開きください。9 款繰入金……済みません、16、17、18、19と2 ページにまたがって繰入金の内訳が書いてあります。まず、16、17ページのほうから説明をさせていただきますと思います。この繰入金につきましては、先ほど申し上げました一般会計からの繰入金でございます。前年度と比較しまして

先ほど説明した705万7,115円の減で、一般会計で説明した歳出と同じ減額になっております。減額になった理由につきましても、先ほど説明したとおりですので、省かせていただきたいと思います。

それでは、中身の内訳について主要なところだけ説明をさせていただきたいと思います。まず、16ページ、17ページのほうの保険基盤安定繰入金ですが、こちらのほう先ほど申し上げましたが、国保税の軽減分に対して、こちら税金の均等割と平等割に対して軽減されるわけなのですが、県の4分の3の負担、あと町が4分の1負担を、こちら繰り入れ法定分として繰り入れさせていただいたものでございます。

続きまして、18、19の19のほうをごらんいただきたいと思います。上段のほうにつきましては、国保の運営するための職員の人件費、事務費等でございますので、説明は省かせていただきたいと思います。

2段目の出産育児一時金繰入金につきましては、こちら国保の方がお子さんを出産されますと、42万円を町のほうから助成、一時金として支払うことになっております。その支払いに対しての3分の2、支払い額に対しての3分の2が町の法定分の負担分になりますので、その金額となりまして、実際一時金かかったのが336万円でございます。336万円掛ける3分の2で224万円を町のほうから繰り入れさせていただいている状況でございます。

続きまして、下の財政安定化支援事業繰入金の関係ですが、473万4,000円になります。こちらのほうにつきましては、低所得者の割合につきまして高齢者の割合が高い方等が保険者が財政事業に応じ着目した補填金で、全額一般会計のほうから出すことになっております。その計算なのですけれども、計算方式については細かいのですが、高齢者被保険者、こちら60から75歳の実際2,409人に対して、一般の保険者、全体が4,760人になるわけなのですが、こちらのほう考慮しまして実質補正係数というのがありまして、板倉町につきましては高齢者割合が48%以上ということになっております。補正係数が高齢者割合48%以上です。その率が1.054という形になっております。こちら計算をさせてもらった金額が1,000円未満切り捨てになっておりまして、473万4,000円になっております。説明がちょっとわかりづらいと思いますが、また後で質問等で答えさせていただきたいと思います。

続きまして、一番下の赤字補填繰入金でございますが、5,988万5,000円でございます。こちらの金額につきましては、前年度8,200万円の赤字補填をさせていただいたのですが、実際去年は1億1,000円ほど残させていただいたのですけれども、実質予算上繰り越し金が5,000万円ちょっと必要になってきますので、それを残すために、こちら5,988万5,000円を繰り入れさせていただきまして、残りの額については実質収支につきましては次年度の繰越金にさせていただいている状況でございます。

以上、簡単ですが、一般会計の繰入金の説明をさせていただきました。

続きまして、最後になりますが、国保の給付の歳出のほうを説明させていただきたいと思います。ページで行きますと、26ページ、27ページをごらんいただきたいと思います。決算書の26ページと27ページになります。こちらのほう、保険給付費と申しまして国保の資格者の方が医科、歯科、調剤、病院、歯医者さん、調剤、薬です。かかった費用に対して町のほうで自己負担分を差し引いた8割、7割部分を給付するものでございまして、こちらのほうの合計を申し上げますと、27ページの上段にあるのですけれども、13億8,851万2,903円が決算額でございました。

こちらのほうですが、前年と比較しまして1億393万6,420円の増でございます。こちら増となった理由としましては、実際の国保の資格者は減っているのですが、1人当たりの医療費が多くなりまして、その部分

の関係と、あと調剤の関係で特にC型肝炎の新薬が昨年から特効薬として効き目がいいということで出ました。その新薬のほうがあるのですけれども、1錠8万円とか6万円とか2万6,000円する状況でございます。こちらの新薬を使うことによって、副作用なくC型肝炎の方が、今悩んでいる人が半年、3カ月ですか、3カ月から6カ月、通常3カ月なのですけれども、3カ月服用することで1日2回なのですけれども、1日1回2錠飲んでいただきまして、それをかかってくるので、この給付が昨年の末から今年の1月、2月につきまして大幅に上がってきております。それに伴いまして高額の関係、高額の医療のほうも付随していますので、関連がありますので、そちらのほうで給付が伸びていった状況でございます。こちらのほうにつきまして、平成27年度の決算の給付費なのですけれども、歳出総額の58.5%、6割ほどを占めている状況でございます。昨年につきましては、64%を占めているという状況でしたので、若干歳出の割合が減っている状況でございます。

以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 健康推進係の山岸と申します。よろしく申し上げます。

一般会計の歳入からお願いいたします。歳入の26、27ページをお願いします。14款国庫支出金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄をお願いします。こちらにつきましては、がん検診推進事業の補助金としまして31万3,000円の歳入がありました。このがん検診推進事業ですが、歳出のところでも申し上げますが、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の3つの検診が該当いたします。特定の年齢の方を対象として検診の無料クーポン券を郵送しています。この無料クーポン券の対象となった方は、検診が無料で受けられるというものでございます。その事務費と検診の自己負担分に対して、国からの2分の1の補助事業になっております。

続きまして、歳入30ページ、31ページをお願いいたします。31ページ中ほどになりますが、15款県支出金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の備考欄をお願いいたします。健康増進事業補助金になっております。健康増進事業補助金としまして、109万3,783円の歳入がありました、歳出のところでも申し上げますが、健康増進事業で行っております肝炎ウイルス検診、骨密度検診、歯周疾患検診、結核検診、それから検診結果の事後指導における健康教育事業ですとか、健康相談による事業費166万2,763円に対しまして、県から3分の2の補助事業としての歳入がありました。内容につきましては、歳出のところでご説明いたします。

続きまして、雑入になります。44ページ、45ページをお願いします。45ページの上から4行目の備考欄のほうからご説明します。上から4行目の骨密度検診一部徴収金、骨密度検診一部徴収金としまして7万9,400円の歳入がありました。内訳として、35歳から65歳までの検診受診者の方から検診一部負担金、あとその事後教室、骨粗鬆症予防教室の材料代徴収金となっております。

次に、その下5行目、がん検診一部徴収金として165万3,500円の歳入がありました。子宮頸がんにつきましては20歳から、その他のがんにつきましては40歳から69歳までの方を対象に1人500円をいただいております。

次に、その下6行目、女性と子供の健康づくり事業一部徴収金として8,500円の歳入がありました。母親学級や離乳食教室、歯磨き指導材料としまして徴収金をいただいております。

次に、その下7行目、検診結果の事後指導一部徴収金として6,400円の歳入がありました。高血圧や糖尿病予防教室の材料代徴収金となっています。

歳入につきましての説明は以上となります。

続きまして、歳出をお願いいたします。102ページ、103ページとなります。今年度の重点新規事業についてご説明したいと思います。4款衛生費、2目予防費、備考欄1行目の二重丸、健康増進法、感染症法に基づく住民健診事業の説明をしたいと思います。住民健診事業ですが、686万2,170円の歳出でございます。内訳ですが、受診票作成料及び健診委託料など、住民健診に係る費用が637万7,000円が主なものとなっております。

次に、27年度より新たに実施した部分について説明したいと思います。まず、歯周疾患検診ですが、健康増進法に基づく対象年齢が40歳、50歳、60歳、70歳という10歳刻みでしたが、55歳を新規に町単独分として加えております。その理由ですけれども、過去5年間の歯周疾患検診の結果から、歯を失う率が高まる年齢が60歳という結果が得られたためです。歯が多く残っていることや、もう既に歯を失っていても入れ歯なんかで調整する、食べる、飲み込むというような口の働きを大事にすることは要介護状態になりやすい病気を予防したり、健康寿命を延伸するという可能性があると言われております。そのため50歳と60歳の間となる55歳を新規の対象に加えて実施することにしました。

もう一点新規がありまして、骨密度検診となります。骨密度検診も同じように、健康増進法に基づく対象年齢が40歳から70歳までの5歳刻みの方が対象となっておりますが、出産や子育て期に当たる若い世代からご自身の健康に関心を持っていただきたいということで、35歳の方を新規の対象として年齢に加えて町単独で実施することになりました。

未受診者対策として、1月にも実施しました女性のがん検診と骨密度検診を同時に開催したことで、受診者の方の利便性も高まって、小さなお子さん連れの方にも受診していただきました。その他の内容につきましては、主要事業概要の47ページをごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、その下、がん検診事業となります。重点施策2点目のがん検診事業ですが、2,129万4,723円の歳出でした。やはり主な歳出は、がん検診の委託料ということで、2,120万4,227円の歳出でした。こちらでは子宮頸がん、乳がん、大腸がん、胃がん、肺がん、前立腺がんになっています。歳入のところで申し上げましたががん検診補助事業につきましては、後ほど説明したいと思います。がん検診につきましては、受診者の方の負担軽減を図るために、がん検診一部徴収金を800円から500円に減額させていただきました。また、胃がん検診につきましては今までは10月に単独で開催していましたが、27年度から6月の住民検診と同時に開催して、受診しやすい検診を企画し、受診率の向上に努めております。その結果なのですけれども、子宮頸がん受診者が昨年と比べて3.7%の増の1,010名、乳がんは昨年比の3%増、922名、大腸がんは1%増ですが1,618名、胃がんのほうは3%増の814名という結果でした。その他の内容につきましては、主要事業概要の48ページをごらんください。

続きまして、重点事業3つ目となりますが、104ページ、105ページをお願いいたします。重点事業の3つ目となりますががん検診推進事業でございます。大腸がん、子宮頸がん、乳がんを対象としております。事業内容ですが、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、あとがん検診の受診促進を図るために、先ほどもちょっとご説明しましたが、検診無料クーポン券の発行とがん検診手帳の発行をいたしました。さらに、

未受診者の方に再勧奨を行っています。補助対象となる方ですけれども、過去5年間のがん検診の未受診者が対象となっています。大腸がん検診では無料クーポン券の発行者は1,073名、受診者は209名、子宮頸がん検診無料クーポン券発行者は231名、受診者が29名、乳がん検診無料クーポン券発行者は293名、受診者は23名で、合計1,597名の方にクーポン券を発送しまして、261名の方が受診されています。町のほうの未受診者対策としまして、6月、7月に大腸がん検診と5月、6月に子宮頸がんをやるのですけれども、さらに大腸がん検診は11月に住民健診を日曜日に1日開催しましたので、ここにあわせて未受診者の方へ再度受診のお勧めの通知のほうを発送して検診を行っています。女性のがん検診につきましても、5月、6月に実施していたのですけれども、さらに1月に2日間、骨密度検診とあわせて検診のほうを開催しています。そのときにまた受診のお勧めの勧奨通知のほうを郵送しております。クーポン券郵送に伴う報償費及び需用費、検診委託料として124万7,079円の歳出でございました。

その他、妊婦・乳幼児健診事業及び予防接種事業等につきましては、新規のものがございませんので、省略いたします。

健康推進係からは以上です。

○今村好市委員長 説明が終わりました。

各委員さんのほうから質問をお願いいたします。

延山委員。

○延山宗一委員 103ページ、山岸さんの関係になるのですけれども、住民健診事業ということなのですが、本町は健康づくりのまちとして宣言をして少しでも受診率をアップするというようなことでの取り組みが実施されているのかなと思うのですけれども、歯周病につきましても今度は項目の中に入れて、高齢者に向けての対応もしているということにあるわけなのですけれども、そうするといろんなもの、メニューを取りそろえてやってきています。まず、この686万2,000円というようなことでの事業費ということになるのですけれども、それに対して昨年からの受診率というのはどのくらい上がりましたか。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 受診率、歯周疾患検診の受診率ですが、平成26年度では73名で受診率が7.8%でしたが、27年度は121名で受診率が12.0%ということで、約4%ほど上がっております。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それぞれ骨密度、また結核とか女性の関係の疾病に対する診療もあるわけなのですけれども、全体的な、例えば検診のパーセントは。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 では、順番に申し上げたいと思います。骨粗鬆症検診ですけれども、こちらのほうは平成26年度が24.6%、221名でした。27年度が22.08%、178名で、ちょっとこちらのほうは43名の減でございました。新たに35歳の方を新規に実施させていただきましたけれども、35歳の方の受診が17.1%ございました。35歳の方が13名受診をされています。あと、がん検診の受診率のほうに移ってよろしいですか。

○延山宗一委員 全体でいいです。

○山岸章子健康推進係長 全体でいいですか。全体的には昨年と比べると上がったと思いますが、結核のほうは横ばいでした。そのほかがん検診については全体的には微増ですけれども、上がっています。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 以前からこの住民健診については何回か話しているのですけれども、非常に不人気というか、なかなかおっくうだ、行きづらいというのは、一つの原因としてやはり待ち時間が非常に多いということになるのです。当然行政区別に割り振りをされた中での午前、午後、または一日ということの割り振りなのですけれども、そういうのが一つのネックになっている。非常に待っている時間に何とかこれを解消できないのかということで対応しているのですけれども、なかなか結構1時間待ち、何がそんなに混むかという質問なのです。問診に対する対応がどうにできるかということで、いろんな工夫をされていると思うのですけれども、それに対して執行する側とするとどういうところに気をつけて、例えば改善すべきところを考えていますか。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 混んでしまう日は本当に混み合っただけで、特に朝、8時半から開始なのですけれども、8時半から10時まで、開始直後が割と混むかなというふうに思っています。特に6月、7月ですと暑いですし、雨も降ったりということで、本当に皆さんには申しわけなく思っております。気をつけている点としますと、まず今まではレントゲンを始めて、中の健診へ行っていただいたのですけれども、そのときに外で待ってしまうということが起きますので、暑くなってしまうということで、まず中の健診を受けていただくということで、建物の中に入ったほうが炎天下で待ったり雨の中で外で待つよりも、受診された方の健康、体調のほうも考えますと、そちらのほうがいいでしょうということで、まず健診の流れを変えさせていただきました。その後、やはり問診が混むということについては、混むときは健診委託機関のほうに大体血液検査のところは比較的すいていますので、職員の手が空いている職員について血圧ですとか問診のところにおいてくださるようにお話しして、混んでいる時間は職員を流動的に動かせるような体制でお願いいたしますというお願いはしています。そのほかどうしてもというときは、町の職員のほうも問診のほうに入りまして、少しでも時間が短くなるように問診票の確認はさせていただいています。

以上となります。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 対応しているというようなことで、幾らかでも解消されるのかなと思うのですけれども、なかなか現実それが実行しているのかなというのは、ちょっと疑問なのですけれども、非常にもちろん保健センターも手狭だということもある。また、採血とか何とかって非常にすいているのですけれども、1つドアあけると物すごく混んでいる。やはり家族なり、また近くの人なのですけれども、早目に行くとも混んでいるからちょっとゆっくり目とか、ゆっくり目に行くとも混んでいるからちょっと早目につて、それぞれ工夫しながらそういうものに参加するのですけれども、「いや、まいった」というような話は聞いているのです。やはり問診が混むのであれば、この予算の中で例えば今回は680万円のお金をかけてやっているということは、例えば1人先生を増やすことによって、若干の解消にもなるのかな、2人なら2人でやっているとはやはり1人当たりの時間が例えば3分とか4分かかるといって、先生に少し急がせるといっても、なかなか周りの方からするとやっぱり行きづらいということもあるので、言わずに先生にお任せということなのです。ですから、問診が長ければ長いほど、それは結構なのですけれども、いろんな悩みを聞くということも必要のかなと、早くやれば良いというだけではないのですけれども、それに対応できるような、やはり主催者側としても対



応していかないと、いつになってもなかなか解消されないということは不人気、要するに受診率の低下にもつながっていくと思うのです。それに対してやはり健康介護とすると、今年も今度は大変だなというだけで処理するのではなくて、何か対策をとっていかなくては、いつになっても何年たっても解消できないかなと思うのですけれども、課長、それについてどんなふうを考えています。

○今村好市委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 健診関係につきましては、日程等も含めましてできるだけ土日、受診していただきたいような日にちの確保等も含めまして、ここ数年毎年なのですが、来年に向けた打ち合わせが秋口、年明け早々ぐらいから始まりまして、その際に町からの要望については毎年伝えさせていただいています。今のご質問、ご意見もちろんなのですが、やはり土日受診機会を増やしたいということをお願いはしているのですが、健康づくり財団が県内で多くの自治体の健診を受けているということもございまして、なかなか調整が難しいというお話がございます。であれば、では財団としてどういう日程で受診している自治体の日程を組んでいるのか見せてくださいと、こういう状況ですから板倉さんも何とかご協力いただきます、くださいということであれば了解しますので、見せてくださいとまで強く申し上げているのですが、なかなかそこまではというプライバシーというふうには言うのですけれども、そうなのかなと私は個人的に思いますが、それぐらい強いやりとりもさせていただいていますが、なかなか逆に土日、日曜なんかは減るような傾向となってしまっております。今ご意見いただきました、なかなかその先生によって多少問診の時間の差が出てくるようなというのを伺っておりますが、またただいまいただいたご意見も含めまして、来年に向けた財団との打ち合わせの中で町からの要望として伝えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○今村好市委員長 延山委員。

○延山宗一委員 待ち時間を解消するということは、やはりある程度の経費もかけていかなくてはならないということは、ぎすぎすの組み合わせをしていくから混むのであって、例えば先生が2人で対応しているのは1名増やす、当然経費はかかると思うのです。でも、かかってもやはり町民の方が住民健診に行こうというような盛り上がりをつくっていくことが必要かなと、ですからやはり何がネックか、受診率の向上はまずそういうところから解消することで受診率アップにつながっていくと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○今村好市委員長 よろしいですか。

ほかに。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。健康医療費の総額について、C型肝炎の新薬分の増減ということで、決算書27ページですか、高額新薬の補助分が増額ということで説明があったと思うのですが、この分差し引いたとして、この保険給付費というのはやはり幾らか上がっているのでしょうか。増額になっているのでしょうか。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 実際のところ調剤のほうにつきましてはの対象者の人数なのですが、実際は11人今現在服用されている方が見込まれます。昨年度でいきますと25人、C型肝炎の服用の人数いたわけて

すが、それが先ほどの説明でも申し上げましたが、早くて9月とか11月等で新薬、特効薬が増えたということで、そこから伸びてきているという状況なのですけれども、針ヶ谷委員さんのおっしゃられますそれ以外の自然に伸びてくるところなのですから、私のほうで昨年と比較をちょっとさせてもらいまして、ページのほうで給付費の2款なのですから、先ほど話をさせていただきました26ページと27ページですが、こちらの方が保険給付費がありまして、こちらのほう前年度と比較しまして一番伸びているところがやはり保険の療養給付費、先ほどお話ありました医科、病院です。歯医者さんと調剤関係で昨年と比較しますと1億300万円ほど、ここが昨年と比較しまして増になっています。こちらの増となった理由につきましては、実際は一般と退職分と分かれていますのですけれども、退職者の方が一般のほうに実際60から65歳までの間の方って退職者分ですので、その分かかった医療について社会保険のほうから5年間はお金が入ってくるような形で、そのままゼロになるわけなのですから、今後新規はもうなくなってきていますので、今現時点の人がだんだん減ってくる関係になってくると、どうしてもその部分が給付で伸びてきて、かつ入ってくるお金も少ないような状態が続いてくるということです。

それなので、今見ましたところ医科、歯科、調剤、中にはその年によって違うと思うのです。事故だったり病気等で手術とかすると、その部分でも大手術になってくるとウン百万という手術が入ってきますので、一概に前年度と比較しまして先ほど1億円ほど増えているのですが、その波があって、最終的には1人当たりの保険料というのを求めますと、大体金額でいうと33万7,000円、27年度でいきますと一般分で1人当たりが33万7,000円といったような形で私のほうでは判断させていただいております。26年度につきましては30万1,000円ですので、1人当たりの医療費が3万6,000円ほど上がっている状況でございます。

以上です。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 町制60周年を機に健康なまちづくりということで大々的にうたって約1年過ぎたわけですから、何を指針にして、その健康力というか健康づくりが達成できているかどうかというのが、まだ指針が何も示されていないものですから、健康であれば病院行かないだろうという単純な考え方でいうと、この給付金が目安かなという部分で今質問させていただいたのですが、考えようによっては病院に行って健康を取り戻すという考え方もありますし、ただそういう部分について総合的に対策できる課かなと思うのです、健康介護課という課は。ですから、決算に余りそぐわない部分もあるかもしれませんけれども、27年度が初年度ということになれば、27年度の数値が28、29、30でどういう対策によって、こういうふうな改善がありましたという部分を積み上げていかないと、健康なまちづくりというのは達成されないのかなと思うのです。だから、もしかしたら推進室でもできて予算化されて、決算が上がってくるのかなというようなあれもあったのですけれども、そういう方向もありませんし、その部分で課長、どのようにお考えか、お聞かせいただければと思うのです。

○今村好市委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 私のちょっと手元の資料ですと、先ほどの新薬の関係でございますが、26年、27年に対しまして約1億円給付費が伸びたうちの国保の負担分の7割で3,100万円、これは6月で国保の補正をさせていただいたときに拠出金の関係で補正をお願いいたしました、その際にご説明をさせていただいた28年度にもう既に影響が及んでいるのですが、3,100万円が国保の負担分で、C型肝炎の新薬の部分という

ことで、増えた1億円のうちの3割はこの部分というふうに見ております。先ほど係長が申し上げたとおり、この新薬については基本的には12週服用いただくと1つの区切りになるということでございますので、27年度につきましてはそういった一過性の部分、大きな影響が出る部分もあると思いますので、今年度今後の動きのほうも注目してまいりたいと思いますが、当然医療費の関係、介護給付費も含めてでございますが、全てうちの課で所管しておりますので、一つの給付費の伸びが健康に対してどうかという指針になるというふうには考えておりますので、この辺については基礎的な部分としてしっかり押さえてまいりたいというふうには考えております。あとは全体的には健康寿命、毎年算出するものではございませんが、健康寿命の延伸というのは一つの目標ということでございます。

○今村好市委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 何か機会で27年度分の数字を明らかにしながら、こういったもので町健康度合いをはかっていきますという部分が明らかにしていただければ、そういうことを目標に公民館等で健康サークルやっていますし、去年はラジオ体操に対して非常に熱かったのですが、今年は天気だけ暑くて、町からの指導はラジオ体操に対して何も行われなかった実情があるかと思うのです。中間的になっている地域もあるのですが、やはり町が一生懸命やっているから、では子育て連とかPTAが一生懸命になった子供たち、老人会が協力をして、その地域でラジオ体操が実践されるという地域もありますし、既にもう習慣化している地域もあるわけですが、ラジオ体操を一つとってみても、そういった熱の入れ方によって町民の動き方というのは変わるかと思えます。教育委員会なのか健康介護なのか、その辺の線引きというのは非常に難しいかと思うのですが、全庁的に健康を増進していく上では、やはりそういった部分の知識の、知恵の出し合いをしながら進めていく必要もあるかと思えますので、検討のほうをよろしく願いたいと思います。

以上です。

○今村好市委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 今ご意見頂戴いたしましたラジオ体操の関係でございますが、健康介護課といたしましては介護予防の関係やら公民館の事業で講師という要請があった場合、指導させていただいております。先ほど教育委員会の所管になるかという話もございましたが、実は9月11日、先日の日曜日ですが、町のスポーツ推進委員さんと海洋センターの職員、係長と横浜でラジオ体操の指導者の講習ということで受けていただきました。それは私も実は今年ゴールデンウィークに行っていました、今年度の予定で7月に与野でございました。9月に横浜でございまして、7月にどうかというお話を差上げたのですが、その7月がやはり既にもう定員でいっぱいになってしまったということで、9月ということで10名のスポーツ推進委員さんと職員2名と含めまして講習のほうを受けていただいたということですので、今度は今おっしゃられたように、町健康介護課だけでなく、スポーツ推進委員さんも新たな活躍の場指導いただけるような立場になっていただけるというふうに理解しております。

○今村好市委員長 よろしいですか。

○針ヶ谷稔也委員 はい。

○今村好市委員長 ほかに。

青木委員。

○青木秀夫委員 国保の関係ちょっと聞きたいのですけれども、国保会計も昨日、おとといかの新聞にいいよ国民医療費が41兆円に達したと言われておって、推計するとそのうち70兆円になるだろうと、下水道会計が市町村の自治体を潰すなんていうけれども、医療費はそれこそ国家財政の日本の経済を潰してしまうと言われておるのですけれども、それでちょっとここをめぐってもらえます。国保会計の終わりのほうのページ44、45、これ歳入と歳出が前年度と比較されているのです、収入、支出が。いいですね。そこに先ほど高橋係長の説明ですと、一般の医療費のことなのですけれども、1億円ぐらい前年比支出したと、その原因はC型肝炎の薬剤の分の支出だということが説明あったのですけれども、それはそれなのですけれども、この総予算見ると、総額見ると3億円ぐらいの予算が収入、支出も増えているわけです。そうでしょう。総額です。収入済額の総額だって、前年は21億円、27年度は24億円と、3億何がしか増えているのですけれども、これ見るとその中のこれ収入も支出もともにあるのですけれども、共同事業拠出金というのがあって、これが収入も支出も3億円ぐらい増えているのですけれども、これは国の制度が変わって、こういうふうになったのかと思うのですけれども、確かに国保会計というのはお金のキャッチボールみたいに出ていたり入ってきたり、出ていたり入ったりするのでわかりにくいのですけれども、この共同事業拠出金というのは何が変わったのか、余り詳しいこといい、聞くとわからなくなってしまうから。こういうことが変わったのですというのを、わかりやすく簡単に説明していただければと思うのですけれども。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 こちらのほうの歳入と歳出のほうは、先ほど青木委員さんがおっしゃられたとおり、関連が出てくるのですけれども、歳入のほうでよろしいですか、歳入歳出両方……

〔「1つずつ」と言う人あり〕

○高橋徳男保険医療係長 そうですね、わかりました。こちらのほうにつきましては、国保連合会のほうに群馬県内の市町村が拠出金として集めるもの、納めて拠出させてもらいまして、その町がかかったものに対して給付するわけなのですけれども、昨年と変わっているところで額が大きく伸びたところというのは、医療費というのが今まで30万円以上のものに対して拠出のものに対して交付をするというわけだったのですが、27年度から医療費1円以上のものが1円から80万円までの部分の医療費につきましては、こちらで先ほど決算書でいいますと、ページでいう共同事業拠出金のところの額の大きい812ですか、8款の1項の2目。

〔「ページ」と言う人あり〕

○高橋徳男保険医療係長 ページが34、35になります。ページに34ページと35ページをごらんいただきたいと思います。こちらのほう歳出のほうは4億7,400万円ということで、昨年が1億8,400万円に対してですので、大幅な倍以上こちらのほうが……

〔「どこ」と言う人あり〕

○高橋徳男保険医療係長 上です。35ページの上段の保険財政共同安定化事業拠出金で4億7,462万9,188円というものがございまして、そちらのほうは財政の安定を図るために先ほど申し上げた市町村が連合会に納めてものに対して連合会が交付する額なのですけれども、その対象の額というのが今まで市町村に交付する額というのが30万円以上から80万円という形で26年度まではそういった制度だったのですけれども、27年度からそれが1円以上80万円までの間のものに対して全て交付をしますというものになりました。その変わったことによりまして各町からの拠出金が増え、また給付のほうも増えますので、それに伴って交付金が多

く入ってくる。それは青木委員さんご存じのとおり、各群馬県下の市町村で多くかかっているところについては10万円納めるとすれば10万円ではなくて、もっと入ってくるという状況等もあり得るのですけれども、板倉町につきましては拠出金よりも実際の給付のほうがほかの群馬県内を比べたときに、かかった費用を案分しますと板倉町へもらう金額が多くなっていますので、先ほど歳入のほうについてはその変更で変わってきている状況でございます。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 聞いているとわからなくなってしまうので、何この共同事業というのは県単位なの、これ。全国単位と違うの。

○高橋徳男保険医療係長 これは群馬県内。

○青木秀夫委員 群馬県だけの共同事業なの。

○高橋徳男保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 全部この金、支払基金に行って、その支払基金から戻ってくるのではなくて、全国ではないのかい、群馬県だけ。

○高橋徳男保険医療係長 全国です。全国なのですけれども、それを群馬県内のかかった県下の費用があるかと思えますけれども、その過去3年間の費用を見ながら……

○青木秀夫委員 だから、聞いているとわからなくて、私が言っているのは群馬県が一回まとめているけれども、その金がまた支払基金で全国へ行って、そこでがらがらとまぜ込んで、また戻ってくるということなのかなと思った。群馬県単位でやっているのだったら、全国ではないではない。どっちなの。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 済みません。国の制度なのですが、実際取りまとめの事務のほうは群馬の国保連合会のほうに取りまとめている状況でございます。

○青木秀夫委員 それは一時的にまとめるけれども、それがまた全国の支払基金に行っているのではないのかい。そこでまぜ込んで、またバックしてくると。まあいい、それではそれはいいのだけれども、何さっきの、今までは30万円以上80万円が対象になったのだけれども、今度は80万円までのが全部対象になったということか。

○高橋徳男保険医療係長 80万円以下のもの全ての医療費に対して。

○青木秀夫委員 今までは、だから30万円以下の人は対象にならなかったけれども、極端に言えばゼロはないのだから1円から全部対象になったと、広がったと、それも共同事業になったと。それで80万円以上はどうなるの、今度は。

○高橋徳男保険医療係長 80万円のほうにつきましては、その前の32、33ページを見ていただきたいと思うのですが、前のページの32、33のところに高額医療費共同事業拠出金というのがございます。こちらのほうが先ほどのまた80万円を超えたものに対しての対象のものでございます。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 高額医療というのは、80万円以上ではないと対象にならないの、今度。何か今までは医療費の8万円を超えた分は保険から、国保から戻ってくるというのがあったではないの。高額医療と何か混同してしまっているのだけれども、どうなっているの、課長。

○今村好市委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 個人負担いただく場合の高額医療の自己負担の限度額でなくて、これは1件当たりの高額な医療費という意味でございます。ですから、レセプト一月で80万円以上の10割で医療費がかかったものについて対象となるのが、この32、33ページの高額医療費共同事業の拠出金というものでございます。次の34、35ページが保険財政共同安定化事業拠出金ということで、こちらが平成26年度までは1件のレセプトに対して30万円から80万円を超えないものを対象に、各県内の市町村から拠出金を出して、実際に負担かかったものに応じて歳入で受けておったのですが、制度的に平成30年度から都道府県の広域化が進むということで、それに向けて平成27年度からこの34、35の先ほどの30万円以上80万円未満のものについて、1円から全ての医療費……

○青木秀夫委員 80万円までね。

○落合 均健康介護課長 はい。を対象にということで、格段と対象の医療費が増えた関係で、総体的な歳入と歳出の総額が、その部分が3億円近く増えたということでございます。ですから、個人の自己負担の変更ということではなくてです。県内での共同事業、助け合いの事業の部分ですか、その部分についての制度改正というものでございます。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、これわかりにくい、わからなくなって、わからないのだけれども、この2億円が5億円を拠出して、そこでまた戻ってくるというのは、さっき言った80万円までの医療費というのとの関係はどういうこれは絡みが出てくるのだろう、わかりにくいね、これ。それで、ではいい、もう難しくわからないから。結論だけ聞くと、例えば医療費がこの間新聞に載っている国民医療費が41兆円とかというのは、あれはこういう金額が水膨れした金額だ、これ。例えば予算見ると、国保会計見ると26年度から27年度見ると、板倉町の国保会計見たって3億何千万も数字の上では増えているだけだ、これ一見すると。決算もそうなっているわけですから、予算ではなくて。すると、医療費というのは、この中で実質医療費というのは相当言ってみれば保険給付費というのが主たるものなのだろうけれども、これが保険給付医療費なのね、国保の実質的な医療費というのは。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 説明するのが下手くそで申しわけないかもしれません。2款の先ほど言いました保険給付費と言われる医療費部分と、あと75歳以上の医療費を支える後期部分と。

○青木秀夫委員 もちろんそれも入れて。

○高橋徳男保険医療係長 あと介護分というのが税金で納めていただく形のところで歳入歳出あるのですけれども、青木委員さんのお話しさせていただいているというのは、2款の保険給付費のことだけでよろしいのでしょうか。

○青木秀夫委員 そうだ、例えば41兆円の医療費の中身は、国保の会計でいけば保険給付費を言っているでしょう、これ。人件費だとか、そういうのは入っていないで、いろんなこの事務経費除いて、さっき言った介護保険も入っていないでしょう、それは。介護保険給付費なんて、それは介護保険の会計とは、医療費だから。

○高橋徳男保険医療係長 医療費イコール保険税と結びつけるような形で私のほうはちょっと説明させても

らおうかなと思ったのですけれども、保険給付費だけであれば、保険給付費に対して保険税のほうは医療分というだけになります。

○青木秀夫委員 いや、そうではないのだ。医療費というのは支出。実質支出。

○今村好市委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 私も14日の日に新聞に出ましたので、ちょっとコピーは手元にございますが、そちらを見ますと、厚生労働省が発表したものが2015年度の概算の医療費というものということで出ております。

○青木秀夫委員 その他も含めてでしょう。

○落合 均健康介護課長 そうですね、10割ということで考えてよろしいかと思えます。医科、歯科、調剤にかかった速報値で、プラスこれは金額的にそんな大きくないと思うのですが、労災保険や全額自費についても含めて国民医療費と呼ぶということをございまして、医科、歯科、調剤にかかった医療費の速報値ということで発表されたものということをございます。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 この中でいうと、実質医療費というのは、この保険給付費だという理解すればいいね。すると、この24億円は水膨れした数字なのだ。国保というと24億円というと、24億円医療費払っているみたいな錯覚起こすから、実際はこれ十何億円なのだ。後期高齢者に給付しているのもあるけれども、後期高齢者保険だけ、そっちであるけれども、実際はこの6割か7割の支出なのだ。

それで、聞きたいのはもう一度、だからもう年々、年々これは支出がもう自然増みたいが増えていってしまうわけです。70兆円になるなんて言われているのだから、間もなく。だから、医療費のレセプト点検をしっかりやって、悪いやつらの不正請求とか、そういう水増し請求だの架空請求なんていう悪いやつはやっているのがあるのだから、そういうものをチェックして医療費を抑制に努めてください。間もなくこれ県で一本になってしまうから板倉町は関係ないのでしょうけれども、最後に、これ間違いなく30年から県一本になるの、国保会計は。

○今村好市委員長 落合課長。

○落合 均健康介護課長 平成30年4月1日から一本化に向けて、今事務レベルでも連携会議というもので群馬県内でも調整しておりますし、国からも国保で使うシステムの、そういったものが近々、10月に入りますが、暫定版で示されたりとかというスケジュールでございます。

○青木秀夫委員 決まったのではないのかい。

○落合 均健康介護課長 もう決まっております。決まっておりますので、進んでおります。県もこれから始まる定例県議会に、現在県は国保の運営協議会はございませんが、今後は広域化になってからは財政運営は県単位で行いますので、県でも国民健康保険運営協議会を設置するというで定例会のほうに運営委員会の設置条例を提案するという予定ですということも伺っております。

○青木秀夫委員 では、後で高橋さん、共同事業のこの中身がどういうふうに変ったのだから、後でちょっと資料つくっておいてください、そこだけ。後でいい。

○高橋徳男保険医療係長 はい、わかりました。

○今村好市委員長 ほかに。

荒井委員。

○荒井英世委員 ページ的に言います。歳入と歳出の比較の関係ですけれども、26年、7年度、先ほどのいろんな説明から全体的に見ますと、国保税は減っていますね。保険給付費は増えているということで、それから一般会計の繰入金、これは特に赤字補填分ですけれども、これが5,988万円で、前年度対比2,200万円の減と言いましたね。そうしますと、どう考えたって医療費が上がっているのに、どこから金出していくかという部分があるのですけれども、繰越金が1億1,000万円ありました。これ見ますと、当初と補正で1億円近くしていますけれども、そうしますと、この繰越金のほうから普通だったら赤字補填分でいろいろ補填するのでしょうか、今回はこの繰越金のほうからある程度賄ってきたのですか。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 私も、3年前にこちらのほうに来たときに、その会計の流れというのがちょっとわかりづらいところもあったので、ちょっと前任者に聞かせてもらうところもあったのですけれども、ほかの自治体なんかの予算書見ますと、繰越金というのは本来は存目であって、5,000万円という繰越金というのは、今その場の状況では5,000万円の確保というのは通常はわからないと思うのです。運営上を以前の流れの赤字補填の金額をちょっと自分のほうで……なのですけれども、赤字補填のほうで、委員さんのほうはわかっているかもしれませんが、平成21年に9,300万円を赤字補填をしまして、その後平成22年、23年については補填をしない、法定外繰り入れをしないような状況で2年間行っています。24年度の決算につきましては8,000万円、25年度については7,000万円、26年度については8,200万円という決算で、今回が5,988万5,000円という形の結果になりまして、28年度の予算につきましては5,456万7,000円というのを計上させていただいたような状況で、荒井委員さんの言うとおり、本来実質収支がプラスになっているのが、実際はそれを翌年度に繰り越しのところでその部分も食っている、運用されているということになってくると、赤字補填の部分については実際はもっと多いのではないかということ指摘しているのだと思うのです。私も3年前そういうふうに感じました。

その中で、荒井委員さんも国保のほうで国保税のほうの担当とかではあれかもしれませんが、見直しのほうが板倉町についてはずっとされていないということですので、先ほど課長のほうから広域化に向けて来年度、29年度中に資産割を含めた検討、見直しと挙げていかないと、赤字補填、一般会計からのほうの繰入金については、もう30年広域化になったらできないということになっております。ではどうするのだという話の中で、今度基金のほうを借りて、その部分を運用しなさいということになってきています。先ほど保険基盤で軽減が大分だんだん増えてきているということもありますので、もし逆に所得割と資産割を、板倉町は今4方式、所得割と平等割と……4方式でやっているのですけれども、その見直しというのが今後群馬県のほうでは資産割をなくして3方式である程度公平な立場でやったほうを目指していただきたいということを、群馬県のほうからも言われています。そうすると、では板倉町のほうについては、今どうしても資産割は取っていて40%取っているのです、資産割、医療分で。その部分があればですので、見直しをする必要があるかと思えます。それが荒井委員さんのところの回答かどうかわかりませんが、赤字補填部分が膨らんでいるということは荒井委員さんの思っているとおりでございます。それに伴う補うために資産割を担うとしたら税を上げていかないと運営上ができていかないとということが、事態が起きてきます。

以上です。



○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 広域でやるときに、資産割を見直すって、要するに資産割をなくす方向で3方式でいくわけでしょう、基本的に。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 その資産割のほうにつきましては、一番当初群馬県のほうでは部会のほうでは各自治体で、その状況に応じて上げ幅のところを給付に掛けて、実際は納付金というのが群馬県のほうから板倉町さんはこれだけ医療費過去はこのぐらいかかっているんで、1,000万円納めてくださいという請求がある程度金額を示されます。その示されたものに対して、国保税のほうから払わないといけないと思うのですけれども、もし仮に1,000万円の納付金に来て、もし500万円しか今の税金では納められないという場合は、500万円をどうにか見出さなければいけないということがあります。その500万円を、住民の負担をなくすために今までどおりやって、500万円を借りるか、もしくは税率を上げて少し借る額を500万円ではなくて300万円とか200万円にするのか、いっそのことどんともう大幅に上げるのは所得割しかないと思うのです。でも、所得割を上げて先ほど申し上げた軽減だったり所得のある人というのが板倉町の平均というのがあれですので、それだけ確保できるかどうかというのもちょっとまだ検討事項に入ってくるので。

○今村好市委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 要するに、板倉に例えば1億円なら1億円払いなさいって来るではないですか。それに当てはまる金額を例えば4方式の中でいろいろ検討したり、3方式の中で検討したりするということですね。

○高橋徳男保険医療係長 そのとおりです。

○今村好市委員長 いいですか。

ほかに。

小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 主要事業の概要ということで、別冊のほうで質問をさせていただきたいと思いますが、48、49というようなページになるのかなと思うのですが、基本的には先ほどから委員の方から住民健診の件でいろいろ指摘があったわけですが、基本的にはこれはがん検診ですけれども、このページですと、二千万何がしが払われていると。住民健診とは若干違うのでしょうかけれども、このがん検診の対象者、肺がんですと2,884ということで、この辺がマックスになるかわかりませんが、大体対象者というのはどのぐらいいらっしゃるのですか。通知を案内している数ですけれども、まずその辺は何名ぐらいという、何世帯ではない、個人で出ているのだと思うのですが、エックス線だと男女関係なく皆さん撮られているから、これが受診者の最大値になるのかと思うのですが、どの辺なのですか、対象者。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 5,931名です。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 5,900名に対して受診人数というのが、この成果一覧で出ている、これが実態の数字になるわけですね、年間通しての。そうすると、やはりよくはない、決して。先ほど受診率を上げるためにどうのこうのというような話もあったのですが、ではこの結果を受けて、金額は非常に少ないのですけれども、要精密ということで多分ご案内が行った中で、今度は574名、57回健康相談ということで、57回やって574名、

1回当たり10名ということなのですが、この辺の574名がいいのかどうか、ちょっと判断はつきかねるのですが、この辺の1回ご案内をして、あなたは要精密検査ということで再度受けてくださいという多分ご案内が行くんだと思うのですが、この辺の対象者の数の574というものも含めて、この辺の成果というよりも結果として判定とするとどうなのかなと思うし、逆に本人次第だという言い方もあるのでしょうか、確率的にはこの574名というのが出した数に対して大体来ていらっしゃるのですか、相談に。それはわからないか。では、この来ている人は、どんな形でこういう案内が来たけれども、私大丈夫かしらって保健センターさんに相談に行くと、あとは個々で胃が悪ければ横田さんへ行くとか、よその個人の開業医とか大きな公立病院に行くとかで、追跡はしていないわけですか。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 受診者の方に対して健診の結果をまず郵便でお返すのですけれども、そのときに健康相談の日程のご案内をしています。

○小森谷幸雄委員 怪しい人だけではないのだ。

○山岸章子健康推進係長 はい。全員の方に健診の結果といっしょに健康相談の日程をご案内しています。それが保健センターだけではなくて、27年度からは各地区の公民館ですとか集会所にお邪魔しまして健康相談を開催しています。その中でその通知を見て足を運んでくださった方となります。そのほかに電話相談で、この日に行かれないのですけれどもという方に対しては、もし来られれば保健センターのほうでも大丈夫ですとお話ししたりですとか、かかりつけの先生がいらっしゃいますので、かかりつけの先生に結果を見せていただいて、ご相談していただいても構いませんというお話はしています。

以上です。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 そうすると、基本的には2次検査というのかな、要精密ということで再度検診をしてくださいというご案内をするけれども、それ以後の経過については追跡調査はしないという流れに……違うの。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 申しわけありません。今結果、健康相談のお話かなと思いまして、ちょっとご回答してしまったのですけれども、申しわけありませんでした。精密検査が出た方に対しての指導ということでお話をしたいと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員 健康相談とそれは、では別の話ね。

○山岸章子健康推進係長 はい。

「がん検診で精密検査という結果が出た方だけで」と言う人あり]

○小森谷幸雄委員 そう、しているのね。

○今村好市委員長 お願いします。

○山岸章子健康推進係長 申しわけありませんでした。今健診受診者の方全員に対して、その結果についてですとか健康相談の話をさせていただいたのですけれども、がん検診の結果、精密検査について、精密検査と該当になった方につきましては、紹介状のほうを出しております。訪問したりですとか電話をしています。何のがん検診で、まず精密検査になってしまったかということを保健師が家庭訪問しまして、お話ししています。実際どんな医療機関がいいですとか、ご相談もありますので、相談させていただいています。精密検

査の病院に行ってください、その結果もうちのほうにいただいております。それなので、全員が受診しているのか、当然本当は精密検査受診率100%がいいのですが、実際はやはり行かれないという方がいらっしゃるのです。それに対しまして、精密検査未受診者の方については名前を確認していただき、年度末にまず2月とか3月ごろにどうしましたかという確認ですとか、年が明けても健診受けて1年になってしまいます。それなので、それ健診、前年度精密検査を受けて今年度受けられても、それはもう結果はちょっと一緒ですので、とにかく検診を受けなくて、まず精密検査をお願いしますということで、その精密検査受診者の全員を追跡して把握して、その都度家庭訪問したりですとか電話をしまして、年内に全数かかわるようにしております。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 そうしますと、追跡調査では100%ですか。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 100%のものが実は1つでした。子宮頸がん検診が100でした。続きまして……

○小森谷幸雄委員 概算でいい。

○山岸章子健康推進係長 概算でございますか。レントゲンなのですけれども、肺がんのほうが7割程度、そのほかはみんな8割、9割でございます。

○今村好市委員長 小森谷委員。

○小森谷幸雄委員 なかなか受診率を上げて、それを追跡調査して、ご本人の責任というような形になるのでしょうか、板倉町でも多分県だと50%目標です、受診率。多分。板倉町もそういった形で推進されているのですけれども、いろいろ話を聞いていると、やるのがたくさんあって大変だなというのがよく実感として伝わってくるのですけれども、やはり担当課として町民に沿った形で少しずつ前向きに取り組むと、事業そのものを。そうでないと、なかなかこれをやったからパーセンテージが上がるというような特効薬は多分ないであろうというふうに思いますし、先ほどの検診も含めて健康づくりですか、そういったちょっと広げた中でやはり推進をしないと、なかなか行かないというようなことで大変かと思うのですけれども、その辺ぜひ頑張ってくださいというエールを送るしかないのですけれども、よろしく申し上げます。

終わります。

○今村好市委員長 ほかに。

黒野委員。

○黒野一郎委員 では、決算の107ページの関係の健康推進だから山岸さんのところかと思うのですけれども、素朴な質問で申しわけないのですけれども、この中で女性と子供健康づくり推進とか食生活改善推進事業とか、小森谷さんも今いろいろご質問しましたけれども、その別に健康づくり推進事業という別個にあると思うのですけれども、この中に協議会委員というのですか、どういう方がやっていらっしゃるか。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 板倉町健康づくり推進協議会の委員さんなのですけれども、12名お願いしています。12名いらっしゃいます。町内のまず医師、歯科医師、1名ずつです。あと館林保健福祉事務所、東洋大学の食環境科学部の教授がお一人、小中学校の校長先生の代表がお一人、区長会長さん、民生委員児童委員会会長さん、体育協会会長さん、老人クラブ連合会会長さん、母子保健推進員会長、食生活改善推進員会長、有

識者1名という計12名になっています。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 そういう有名な方々ばかり入っているわけですけども、月に1回とか半年に1回とか、ミーティングとか会議とか何かやられて、どうしたら推進含めていいまちづくりとか健康づくりがどうのこうのと、云々の会議を開くわけなのですか。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 会議のほうは年2回開催させていただいています。10月と3月ごろを目安に開催させていただいています。内容なわけですけども、町の健康事業につきまして計画ですとか年度内の事業の報告ですとか、そんなお話をさせていただいて、その後委員さんによって協議をさせていただいて、町の事業につきましてご意見をいただいております。

以上です。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、今まとめたものの、年間通してのまとめた記録というのか、資料をつくるわけでしょうけれども、そういった中で発表会とか、そういうのはないのですね。その人たちが中心に、そういう一般の方々を集めてこういうふうになったという成果発表とか、そういうのがあるか、ないか、一つ。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 済みません、そういう成果発表につきましては現在やっておりません。

以上です。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、この予算の9万7,500円というのはお茶代というのか、そういう会議費ということでのわけですね、この予算は。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 先生にご出席していただきますので、こちらのほうが委員さんの報酬になっています。

以上です。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ぜひこういったいろんな方々がいらっしゃるわけですから、昨年から健康のまちづくりと、そういったことを中心に進んでいるわけですので、改めてさらにいい方向の中でやっていただければいいかなと思うわけですけども、この健康ということなものですから、ちょっと関連するかと思うわけですけども、その中で健康であれば機械も血圧はかる機械とか、いろいろあるわけですけども、この中でわかればいいわけですけども、AED、これは何機種か種類があるのですか。大きいとか小さいとか、わかればですけども。

○今村好市委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 AEDのほうにつきましては、町のほうで契約をしているわけですけども、保健センターに置いてあるものは1台でして、子供も大人も両方使えるものになっていまして、電極当てるパッドの大きさが子供のものは小さくて、大人は大きいということで、1台置いてあります。

○今村好市委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それで、子供と大人の一石二鳥で、大人は大人だけというのがあるわけなのですね、値段が違うから。例えば6万八千幾ら云々と、リース代が。片方は6万三千幾らで、五千幾ら違うのです。だから、片方はでは子供と大人は一括だから、そちらは値段が高いのですかね。子供というので、ほかの1種類だと6万三千幾らで、公民館なんかあちこち置いてあるのは6万三千幾らなのです。町の役場にある、ほかにあるところも、中学校も6万八千幾らなので、だから大きさが違うのかなと思ったのですけれども、その兼用だと高いのですか。もしあれだったら後で参考にちょっと調べていただければ、こちらで報告しなくても結構ですけれども。

○今村好市委員長 よろしいですか。

本間委員。

○本間 清委員 先ほど説明の中にC型肝炎の新薬ができて、1粒6万円とか8万円するということでしたけれども、これにより今劇的な治療効果が出るということらしいですけれども、C型肝炎の人はこの新薬によりまして完治を目指せるのですか、それとも寛解というところまで目指せるということでしょうか。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 先ほど11名の方と25名の方の話をして、人数が減っているというのもあるのと、あと実際3カ月をやって、また4カ月後すぐにはできないというものです。特効薬というものですので、その効き目を少し状況を見ながら、また安いのもあるのですけれども、でも昨年出た特効薬については副作用もないような状況で、これをやったことで自分の知り合いの方に聞いたら、前よりも体のぐあいがいいということをおっしゃっていますので、それを受けた方については持続して毎月のものをやらなくても、また少し置いてまた飲むということをしなくてもいい方向に、前よりはいい経過になっていくのかなという状況が今の人数が減っているというのでもあるので、経過状態かもしれないけれども、効果があると聞いております。

以上です。

○今村好市委員長 本間委員。

○本間 清委員 それでは、例えば半年やって効果がなかったという場合には、そこで中止になってしまうわけですか、その新薬は。

○今村好市委員長 高橋係長。

○高橋徳男保険医療係長 今、薬のほうの服用のやつを見ると、やはり3カ月というスパンが服用する期間がありますので、3カ月、本間委員さんが言っている自分ちょっと熟知、まだわからないですけれども、3カ月やって1カ月置いて、また3カ月ができるかなというところを恐らく質問だと思うのですけれども、私もそれはちょっと今お答えすることがわかりません。申しわけないです。

○今村好市委員長 専門医の恐らく判断だと思います。事務担当ではわからないと思います。

ほかに。

島田委員。

○島田麻紀委員 介護保険特別会計の27ページ、予算書をお願いします。2款2項7目の介護予防サービス計画給付費で466万986円というところで、介護予防サービス計画の給付費ということなのですから、これは先ほどケアマネジャーさんによる計画、要支援者のための計画の給付費ということなのですから、

これはケアマネジャーさんに支払われるお金という形に解釈していいのですか。

○今村好市委員長 はい。

○小野寺雅明介護高齢係長 ケアマネジャーに払われるお金です。これにつきましては、本人とか被保険者負担はなく、全て10割給付費で賄っていますので、ケアマネジャーに係る費用については全額給付費ということでケアマネジャーさんに支払うというか、いる事業所とか個人でしたら個人になってしまいますけれども、そういった給付費です。

○今村好市委員長 島田委員。

○島田麻紀委員 町にはケアマネジャーさんというのは何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○今村好市委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 正式に今動いていますのは、地域包括支援センターで主任ケアマネということでは1名です。地域包括支援センターのほうで3職おりまして、主任ケアマネと保健師と、あと社会福祉士というのが1名ずつ必要ということで板倉町の規模からいいますと1名ずつということで、その中で今140名近い100名ぐらいの方がこのケアプランをつくっているわけなのですが、それを全てその1名ではできないので、今板倉町で担当していますのは8名です。多くても10名ぐらいで、あとは委託をしています町内ですと社協さんとか、あとはミモザ荘の居宅支援の事業所のほうと委託契約をしまして、そちらの方にケアマネジャーをお願いしています。

○今村好市委員長 島田委員。

○島田麻紀委員 では、1名のケアマネジャーさんに対して、そういう要支援者プランを作成してもらう方が五、六名ぐらいということになるのですか。10名弱ということになるのですか、1人当たり受け持つ数。

○今村好市委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 事業所のケアマネジャーさんにつきましては、もうちょっと10人ぐらいですか、余り支援のほうの担当してしまいますと、介護のほうの担当も減ってしまいますので、支援の2名の方を担当していると、要介護の1名を担当しているのと同じことになってしまいますので、その事業所によっては違いますが、余り多くの担当は、やはり10名から20名、20名はちょっと多いのですか、10名から20名弱ぐらいを1人の方が担当しています。

○今村好市委員長 ほかになければ終了したいと思うのですが。

青木委員。

○青木秀夫委員 島田さんが今質問したのだけれども、ケアプランの作成費って結構高いのだ、あれ。毎月やるのでしょうか、あれ。400万円で間に合う、これ。

○今村好市委員長 小野寺係長。

○小野寺雅明介護高齢係長 これは要支援の方のプラン作成代なので400万円ぐらいです。また違うところに要介護の人のケアプランの作成費用もありまして、それは項が分かれているような状態です。では、要介護の人のケアプランの作成代というのが、22ページを見ていただきますと、一番下のところに特別会計の22、23ページ……そうですね、では次の24、25ページの一番上をお願いしますと、ここに備考欄に居宅介護サービス計画給付費ということで、こちらが3,900万円というのが。

○青木秀夫委員 そうだね、ばかに安いなと思ったから、1桁違うのだから。

○小野寺雅明介護高齢係長 先ほどの支援の方の計画の作成費です。

○青木秀夫委員 要支援ね。

○小野寺雅明介護高齢係長 はい。

○青木秀夫委員 こっち合わせると、ケアプランの作成費って4,000万円ぐらいになってしまうのだね。

○小野寺雅明介護高齢係長 4,000万円超えています。

○青木秀夫委員 随分安いなと思ったから。いいです。

○今村好市委員長 ほかになれば、終了したいと思うのですが、よろしいですか。

〔なし〕と言う人あり〕

○今村好市委員長 大変長い期間、長い時間審議ありがとうございました。以上で個別の決算の審査については全て終了いたしましたので、大変ご苦労さまでございました。

健康介護課についても、大変長時間ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございます。

ここで休憩したいと思います。

再開は3時15分といたします。

休 憩 (午後 2時55分)

---

再 開 (午後 3時10分)

## 板倉町予算決算常任委員会

平成28年9月15日（木）各課決算審査終了後

1. 開 会

2. 挨拶

3. 総括質疑及び委員会採決

(1) 認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

(2) 認定第2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(3) 認定第3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

(4) 認定第4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(5) 認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(6) 認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定について

4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

今 村 好 市	委員長	亀 井 伝 吉	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	島 田 麻 紀	委員
荒 井 英 世	委員	小 森 谷 幸 雄	委員
延 山 宗 一	委員	黒 野 一 郎	委員
市 川 初 江	委員	青 木 秀 夫	委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
鈴 木 優 教 育 長
中 里 重 義 町 長 補 佐
根 岸 一 仁 総 務 課 長
小 嶋 栄 企 画 財 政 課 長
峯 崎 浩 戸 籍 税 務 課 長
山 口 秀 雄 環 境 水 道 課 長
根 岸 光 男 福 祉 課 長
落 合 均 健 康 介 護 課 長
橋 本 宏 海 産 業 振 興 課 長



高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
橋本宏海	農業委員会 農事局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊藤良昭	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
小林桂樹	行政安全係長兼 議会事務局書記

○伊藤良昭事務局長 それでは、予定をした時間前でございますけれども、皆さんおそろいですので、改めていただいから予算決算常任委員会を開会いたしたいと思ひます。

開会に当たりまして、今村委員長よりご挨拶をいただき、その後の進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○今村好市委員長 大変お疲れさまでございます。

本委員会に付託されました平成27年度各会計の決算認定につきましては、3日間をかけて審査をしてまいりました。執行部の皆さんにおきましては、非常に貴重な時間を割いていただきまして、十分な審議をいただきまして、ありがとうございました。

これから各会計の総括質疑または委員会採決となりますので、委員各位または執行部の皆さんについてはどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速であります、各会計の総括質疑を行います。

各委員におかれましては、総括質疑でございますので、個別の事業についてはもう十分審議済みでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。27年度の会計決算全般についての質疑をいうことで、ご理解いただければありがたいというふうに思ひます。

初めに、認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 立ってする。

○今村好市委員長 結構です、座ったままで。

○青木秀夫委員 それでは、27年度板倉町の一般会計歳入歳出決算認定についての質疑ということで意見を述べさせていただきますと思ひます。

せっかく27年度決算3日間にわたる審査したわけですが、職員の方々も交えての審査でしたので、この27年度決算を踏まえて28年度の決算に何とか、何らかの形で生かしていただくことを要望したいと思ひます。毎年この予算決算書見ますと、何となくマンネリ化したような以下同文みたいな内容の事業が多いわけですので、できるだけ工夫して削減できるものは削減する、あるいは廃止するものは廃止するというような形で今後の予算作成に生かしていただきたいと思ひます。

私、よく町長にも言われるのですけれども、みんな議員はあれやれ、これやれと言って要求ばかり多いということを言われるのですけれども、私なども何かお祭りや、あるいは体育祭の補助金を増やしたほうがいいのではないかとかって私も言っていますけれども、私もそんな無理な金額を言っているつもりは、私は個人的には全く思っていないのです。町の活性化にはそういったものをもうちょっとにぎやかにするためには100万円やその辺のお金は出せるのではないかと、出せる財政力はあると思っております。そういうこと言っているのです、めちゃくちゃなこと言っているつもりはないわけです。

一方、私も個人的には国保会計の赤字財政への繰出金とか下水道会計への繰出金の赤字の少しでも削減できる方法ということで、もう長年提案しておるわけですので、ただただお金を、支出を増やせということだけではなく、支出の削減にも関心は持って努力しているつもりです。先ほども国保会計にもありましたけれども、切りなく国保会計はもう増額していくことが見込まれておりますし、下水道会計にしましてもこの間

の事務事業評価においてもいろいろお聞きしたのですけれども、今後あと10年、15年は1億円以上の赤字が見込まれると、その後の全く赤字の解消の解消どころではない、削減の見通しすら立っていないというような状況にあるので、ぜひそういうことも踏まえて職員、執行部、議会一体となってそういうことに向けての、改善に向けての努力をしていく必要があるかと思うのです。

1つつけ加えるならば、一番これいい方法なのですけれども、やはり私たちは職員の皆さんの仕事というの内容が全く見えないので、人が足りないのか、余っているのか、全然皆目見当つかないで、なかなか言いにくいことなのですけれども、1つには私しようとしてみているのは、残業時間なのですけれども、あれ民間の人に比べると非常に残業時間が少ないのです。あの程度の残業時間では何かほとんどやっていないみたいな、それともサービス残業やって記録に残っていないのか、その辺のことはわかりませんが、ああいう残業時間なんかから見ると、もうちょっと残業をしてもらって人を減らすというような策かと思えますので、そういうことも今後検討していただいて、来年度予算に反映させていただければということをお願いしたいと思います。

以上です。

○今村好市委員長 答弁はどなたが、とりあえず要望だけではなくて、これは毎年やっているのだと思うのですけれども、決算の状況を次年度の予算編成に生かしてもらいたいという要望と赤字解消のためにどうするのかということと、行財政改革の分野だと思うのですが。

最初に、企画財政課長。

○小嶋 栄企画財政課長 今回の平成27年度決算につきましては、現在28年度予算を執行中でございます。当然まだ事業が遂行中の予算もありますので、当然この27年度決算の結果につきましては、現28年度に生かされるというふうに考えてございます。また、いよいよ来月から平成29年度の当初予算の編成作業に入りますが、やはり私どもも財政担当としましても、この27年度決算等については当然29年度の当初予算編成には生かしていくというような考え方は毎年持っておりますので、27年度決算も29年度への反映は必ずさせていくというようなことは考えてございます。

また、特会の赤字解消につきましては、企画財政の立場としては何とも言えないところございますが、特会につきましては独立採算が基本であるというふうに思っておりますので、財政としましてもそれらにつきましては一緒になって対応していきたいというふうに思っております。

企画財政としては以上でございます。

○今村好市委員長 行財政改革、残業の話もありましたが。

総務課長。

○根岸一仁総務課長 ただいま青木委員のほうから、民間に比べて残業が少ないというお話が出ました。実際日本全体の残業時間について、今国のほうもいろいろ言われているところですし、民間に合わせるのいいかどうかというのはまたその辺は議論があるところかと思えます。これからの考え方といたしましては、残業はなるべく少なくしたいというのが実際の考え方です。かといってむやみに人員を増やすわけにいきませんので、少ない残業時間で、なおかつ成果が上がるように、人員配置等を今後も考えて努力をしたいと思います。

○今村好市委員長 総括的に。

町長。

○栗原 実町長 大変お世話になりました。今の青木委員の関係については、基本的には指摘されること、毎年同じ指摘を受けているわけですから、それなりに真剣に、いわゆる次年度に対する予算組みのときには、担当係、係長、課長、そういった者と十分、いわゆる委員さんの助言あるいは指摘に対して対応しながらやってくるというようなことであります。ですから、全然対応しないということではありませんし、物によっては委員がご指摘になってもこちらの判断として沿えないところもあるというのも事実であろうと思っておりますので、できるだけ我々のほうも真剣に対応していきたいと思っております。

水道の特会等の話も出ましたが、これの解決策は、いわゆる企業誘致を水道につないでいただくとか、これは下水道だ。あるいは、住宅地を増やすとか、当面収入を増やすという方策が最優先をされるわけでありまして、それについては指摘されるまでもなく最大限努力をしているという状況であります。企業さんは企業さんで採算性を考え、町のいわゆる下水道費用、処理量等を考えると最終的にはどうしても傾向的に自前の処理を選ぶ傾向が強いということで、そこら辺もこれから対応する余地があるのかどうかということも含めて対応してまいりたいというふうに思っておりますし、いわゆる住宅関係の増加については前も申し上げてあります。最大限努力をしているけれども、残念ながら思うだけの数字は出ていないというのは、私は率直に認めているわけでありまして。

そういう流れの中で何がネックかということは、もう既にかんかんがくがくの議論の末、企業局の対応という問題がどうしても町の現状に合っていないというようなことでありまして、それらに対しても今年になってから4月からもう3回も4回も企業管理者と行き会い、議長ともどもそういった対応もさせていただいてありまして、住宅販売の加速化が見込めるような答えが、いわゆる現在の物価に合わせ、地価に合わせて土地を売り出そうと、それでその措置を続けているということでありまして、それが我々のニュアンスとすると近々ということですから、例えば4月の時点でそういう返答をいただいているわけですから、近々とは5月か6月か、恐らく企業局側での近々とは1年以上を意味するのではないかというようなことも含め、相当激しい、ある意味では大人と大人同士ですが、激しいやりとりをしながら、時には牽制をし、あるいは実情を理解していただくようなことも含めて、それは両者にとって得であるということも含めて、ご理解をいただくように全力を挙げているということでもあります。

残業等の問題が出ましたが、残業につきましては今現在私も毎月チェックをしております。残業が多い、少ないというよりも、特定の場所が多くて、特定の場所が少ないという時期的な問題は除いて、例えば税務課でいえば4月、5月、大体年が明けて3月ごろからもう忙しくなるようですが、そういうその課の特殊要因持っている要因を除いて考えても、1つの課で同じ係にあって、右の人が多くて何でこちらが10分の1もやっていないのだというような問題、その逆説も成り立ちます。こっちがないのに、なぜこの人だけがやっているのかということも含め、残業に対する対策は正職員は生涯雇用になるわけですから、生涯賃金が1億円ではなく、もう既に現在は2億円とも言われておる流れの中で、やむを得ず残業をやっていただくのであれば、これからの情勢は基本的には定時でできれば帰っていただきたいと、いわゆる区切りの中で目いっぱい仕事をしていただきたい。足らない分は臨時職員をいわゆる補給をしていくという方向性が基本的には私はよいのだろうというふうに考えております。

残業時間はそれぞれの年齢、いわゆる経歴によって一般職の同じ比較でも時間給が全く違うわけですし、

臨時職員でやれる分は時間900円なり800円台、いわゆる一般論でいう賃金の範囲内でやれるわけですから、家庭を犠牲にして遅くまでやっている部分の解消と、本来家庭を考えれば残業とは余りそぐわない形が当然でありますので、国の指導も含めて、そういう方向性に行っておりまして、ほかの郡内の市町の動向を見ますと、臨時職員、うちの町はまだまだ少ないという感じもいたしております。比較すると他町はもっと多いということですが、臨時職員もむやみに増やすということばかりではありませんので、そういった残業とのバランスを考え、そのいわゆる総支出を考え、あるいはどの程度の残業が実質必要なのか。あしたにいわゆるずらすものを残業しているのではないかとか、いろんな面から細かくいわゆる見解を入れてチェックをしているところであります。

今の時点での問題点は、個人において余りに10万円を超す残業手当と5,000円か6,000円、同じ課の中であると。では、この人は働き過ぎなのかどうなのか。あるいは、この人だけできりできない仕事なのか、それとも俗に言ういろんな意味を持つ残業なのか、隣の人はずい早く帰ってしまうのか、分け合うことはできないのか等々、例を挙げればいろいろ多面的に担当課長にも係長にも目を配れというような指示を出してありまして、労働基準法に照らし、残業を増やすということは余り好ましくないことであるというふうにも考えておりますので、総合的に今の青木委員の指摘等ももちろん踏まえながら、今後対処していきたいというふうに思います。

以上。

○今村好市委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 せっかく答弁いただいたので、確かに職員の残業の時間については、私らは全く中身が読めないし、わからないので何とも言いがたいのですけれども、前にも聞いたときに、職員の不足する基準は、その課の全体というか平均しているのかな、残業が月に15時間以上残業すると、そこの部署は人手不足なのだということに聞いたときに、私も民間の人の感覚で見て「えっ」て、月に15時間の残業をすると、そこは忙しくて人が足りないというふうに捉えるのかなと、私の感覚の中では思ったのですけれども、それは公務員の世界ではそういう基準があるのかどうかわかりませんけれども、やはり先ほど町長の答弁にもありますように、仕事ですから1年を通せば、それはいろいろ山もあれば谷もあって、平均してならしてどんなものかということで人員配置して、忙しいときは残業で切り抜けるという、頑張ってもらおうというような形で乗り切れれば、もうちょっと職員の数も減らせていけるのではないかと、そのピークに合わせたら、これは人はピークに合わせているとは思わないのですけれども、人は物すごく増えると思うので、その辺はよく考えてもらって、できるだけ平均して仕事をならして人を配置してもらえればと思うのです。

先ほど小嶋課長からあったように、私もうっかりしていたので、これは27年度の決算で、今はもう28年度になっているわけですから、次年度では29年度の予算編成に生かすしかもうないわけで、28年度はもう半ばに達してしまっているわけですから、ぜひこの28年度はもう間に合わない事業ですから、29年度の予算編成に生かしていただければと思うのです。先ほど話が出たように、公共下水の赤字の到底解消なんていうのは夢みたいな話ですから、幾ら100万円でも200万円でも減らせるというような方法とるのには、手っ取り早いのはあそこに住宅をつくってもらって人口を増やすと、それで下水処理料をいただくということしか策はないわけですので、それには再三皆さんもご存じのとおり、地主である県の企業局がネックとなっておるわけですので、ぜひ県の企業局へ職員の各課が全体で一体となって、一丸となって頑張ってくださいとしかないと

思うのですけれども、今後とも29年度ではなくて、今からでもできることは県の企業局に働きかけていってもらえれば、この前の決算の審査の時にもちょっと話が出たのですけれども、あそこのそらいろ保育園のところ学童保育を増設したいという、商業地にそらいろ保育園から申し込みがあったそうなのですけれども、何か聞くといろいろ県のほうがああでもない、こうでもないって条件つけて、なかなか進みぐあいが悪いというようなことも聞いておりますので、ぜひ町長のほうからも働きかけて一刻も早くつくってもらって、来年の3月に間に合うように、ぜひ皆さんで協力して企業局に働きかけてもらえればと思うのです。

そういうことで、ぜひ決算のことをマンネリ化にならないように、同じもの右へ倣えしてつくっていくのが一番簡単なわけでしょうけれども、そうならないようにめり張りのついた29年度予算を、この決算の審査の結果を踏まえて実施していただければと思います。要望したいと思います。

○栗原 実町長 ちょっとそれについて。

○今村好市委員長 答弁必要ですか。児童館の関係については、個別のときに答弁いただいているので、ご理解済みだと思いますので、そのほかの関係ありましたら。

○栗原 実町長 こちらだけぜひ要望させていただきたいのですけれども、これ要望ということで、議会もご承知のように、二元代表制ということを常に口に出していただいている、お骨折りもいただいているのですが、これだけ状況がニュータウンの住宅についても企業局の問題については大きく企業局の判断いかに今かかっているかと我々は考えておまして、行政としてはでき得る限りの対応をとっているというつもりであります。ぜひ民意を代表する議会さんですので、前はニュータウンのそういった大きな前進をしない問題等については、企業局さんと実態の意見交換をしたり、そういう意味で側面的にバックアップもしていただいたと、今していただいているというつもりはありませんが、こういう時期ですので、議長さんを中心にぜひたまには企業局さんを招くか、あるいはこちらから議会さんで訪問するかして、いわゆる値下げをしようと言っている、いつになったらするのかどうかということも含め、町民の意思を代表する機関として、ぜひご助力をいただきたいという要望を出させていただきます。

○今村好市委員長 よろしいですね。

ほかに質疑ありますか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市委員長 質疑なしということでありますので、質疑を終結いたします。

認定第1号 平成27年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について委員会の採決を行います。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市委員長 異議なしと認め、認定第1号は原案のとおり認定することといたします。

次に、認定第2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○今村好市委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

認定第2号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 異議なしと認め、認定第2号は原案のとおり認定することといたします。

次に、認定第3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

認定第3号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 異議なしと認め、認定第3号は原案のとおり認定することといたします。

次に、認定第4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 質疑を終結をいたします。

認定第4号 平成27年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 異議なしと認め、認定第4号は原案のとおり認定することといたします。

次に、認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

認定第5号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 異議なしと認め、認定第5号は原案のとおり認定することといたします。

次に、認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定についての総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 質疑を終結いたします。

認定第6号 平成27年度板倉町水道事業会計決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市委員長 異議なしと認め、認定第6号は原案のとおり認定することといたします。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、認定第1号から認定第6号までの審議決定は、9月20日、本会議の最終日に行います。

---

○閉会の宣告

○今村好市委員長 以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 3時37分）